

國第百五十六回
參議院經濟產業委員

平成十五年四月一日(火曜日)

午前十時開會

委員の異動

三月三十日

補欠選任

小宮山洋子君

補欠選任
森元 恒

雪田
博美君

マルティ君

1

五
甫

魚住
汎英君

卷之三

朱侯
佳丈君

千田
健二君

卷二

卷之三

福島啓史郎君

深坂
三藏君

卷之三

ルネン
マルティ君

正行君

卷之三

蜀閩

あきら君

八
三

八号
平成1

用一日

八号

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう
決定いたします。

○委員長(田浦直君) 株式会社産業再生機構法
案、株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法
律の整備等に関する法律案、産業活力再生特別措
置法の一部を改正する法律案、以上三案を一括し
て議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○直嶋正行君 どうもおはようございます。民主
党・新緑風会の直嶋でございます。先日引続き統
きまして質問させていただきたいと思ひますので、
よろしくお願いいたします。

まず最初に、前回積み残した部分から質問に入
りたいと思います。

要は、対象企業の再生計画の実行段階において
債権機構が行う債権放棄について、政府の資料で
お示ししてやり取りをさせていただきました。そ
の際、根本副大臣にお答えいただいたんですが、
要はその際の債権放棄というのは、要するに簿価
と、買取り資産の簿価と買取り価格の差額分であ
ると、こういう御説明をいただいたわけであります
が、同時にこの産業再生機構法の第二十九条に
おいて、二項であります、必ずしもその資産の
差額ではなくて経済情勢の状況によつては云々と
いうことで債権放棄ができるような部分がござい
ます。

したがいまして、まず確認させていただきたい
のは、前回の質疑でお答えになつたいわゆる資産
価格の差額としての債権放棄以外に債権放棄を考
えておられないのかどうか。それから、逆に言い
ますと、新たな損失につながるような債権放棄は
一切ないと、こういう理解でよろしいのかどうか、

まず確認させていただきます。

○副大臣(根本匠君) 先生の前回の質問に引き続いで御質問ということで私なりに頭の整理をしてお答えしたいと思います。

前回の質疑では、私が御説明申し上げましたのは、機構が債権を買取る場合にどういう頭のメカニズムで債権を買取りするかと。それは事業再生計画というのを念頭に置いて、こういう事業再生計画なら事業は再生できるだろうということでお買い取りますが、その際に、当然その企業は債務超過の企業ですから、簿価は簿価として残りますけれども、実際に買取り価格は簿価よりも低い価格で買取ることになると。そういうことで考えますと、要是当然債務過剰企業ですから、事業再生させるためには簿価から債権放棄してあげて債務を圧縮しないと事業再生は成り立ちませんから、買取った段階のいずれかの時点で、直後かもしれません、簿価から債権放棄はいたしますと。ただし、その債権放棄はそれを踏まえて適正な時価で計算していますから、そこは簿価と債権の買取り価格の範囲内での債権放棄になると、こういう説明をさせていただいたところであります。

で、先生の御質問は、その後この事業計画は我々

きちんとモニターしていくわけですが、その後、更に債権放棄しないとこの事業計画が円滑に再生するようにならないというようなケースも実はないとは言えないと思います。そういうときに追加的な債権放棄をするのかどうか。この二十九条、先生の引用されたこの二十九条の二項の「機構が支援決定に係る事業再生計画に予定していない債務の免除を行う必要が新たに生じた場合」と、これはそういうケースになるだろうと思われます。そのときには、確かにこの法律にも書いてありますが、再建計画を勘案して適正な時価で買取るわけですが、そのときに想定していたこの債務免除、債権放棄以上の債権放棄をしないと事業が再生できないというケースが、ゼロかといえはあり得るわけですから、そういう

ことを、ケースも想定されないわけではありませんので、それはそういうケースはあると思います。

そのときは、そのときは実は判断ということになりますが、この機構は事業、対象事業者の事業の再生と機構の保有する債権の価値を最大化し、国民の負担を最小化すると、こういう使命を

帯びていますから、そういう観点で追加的な債権放棄が、これが最適な手段かどうかと、これを十分見極めることになると思います。それからさらに、手続的にはその際には主務大臣のほか事業所管大臣の意見も聞くと、要是二重に引用して準用しておりますので、そういう厳格な支援決定の段階と同じ厳格な手続で対応するということになると考えます。

○直嶋正行君 つまり、ですからこの間のお答え

とは違つて、新たな債権放棄が発生する可能性があるということですね。ただ、今の御答弁の中ではやはりいわゆる第二次に、新たに債権放棄をしないと再生計画が成り立たないと、こういう判断に立つという場合には当然これは元々の再生計画の見方なり、あるいはそこで買取り価格に問題があつたというわけですから、それはないようになりますが、それでもわなきや困るということはもちろんなんですが、その場合は当然債権を売つた側の金融機関にその差額を求める、例えば契約上瑕疵担保条項を入れるとか様々なやり方あると思うんですけれども、そういうことは当然やるべきじゃないかと思うんですけど、それはそれでいい

と思います。最初は再建計画を、厳格な再建計画を吟味して専門的な見地からきちんとそこを買取るということを基本とすべきであつて、ロスシエアルールのようなものを設けるのは適当ではないと思います。

いずれにしても、繰り返しなつて大変恐縮ですが、事業再生計画を元にした対象事業者の再生可能性の審査は厳正に行つて、買取り価格を下回るような債権放棄がないように債権の買取りを行なう、これは当然のことだと思います。

○直嶋正行君 結局、そういう余地を残している

でありますから、その後の状況変化というのはやはり経済情勢の意図せざる変化とか、そんな状況の中でもそういうことは想定されると思いますが、たゞ、その場合には先ほど言つたような厳格な手続でやりたいということあります。

その場合に、先生の御指摘の売つた先の金融機関にそれはその分をいわゆる例えばロスシエアルールのやうなものをあらかじめ入れておいてそれで負担させたらどうかと。それは私もそういう意見があるというのは存じておりますが、たゞそういうふうロスシエアルールのやうなものを付けますと、結局は売つた金融機関にとってみればそこはオフバランス化されないということになりますから、相変わらず自分が持つていたのと同じ状況になつて実はオフバランス化されることになるわけですから、そななりますと、じゃ、果たしてその金融機関がそういういつまでもオフバランスされないというやうなことで債権を売るのかと。そういう状況になりますと、相当、債権買取り申込みというのはちゅうちょすることになるんだろうと思うんですね。

そうなりますと、今回のこの法律が目的としております不良債権処理や事業再生、産業再生が進まないということになりますので、私は、やはり債権を買取るとき、そこが厳密に事業再生計画を吟味して専門的な見地からきちんとそこを買取るということを基本とすべきであつて、ロスシエアルールのようなものを設けるのは適当ではないと思います。

○副大臣(根本匠君) 今回の法律の特徴は、買取の段階で二重に三重に厳格な買取りの仕組みを

してあるというところに私は特徴があると思うんですね。三年後にきちんとスポーツバーが見付かる等のリファインアンスできるという出口を見据えた価格で、しかも厳正な仕組みで買取るわけですから、私はそこは非常にここは仕組みとしてはきちんと作り上げていると思います。

それから、三年のその売却の、売却のぎりぎりになつて債権放棄を更にするのかどうかということが、これは私はいろんなケースがあると思いますが、やはりあくまでも事業価値、再生ができるかどうか、どの程度の事業価値になるかどうか、これが大事であつて、そこが、いろんなパターンはあると思いますが、もし本当に再生できなければ、そこはまあ法的処理ということのケースにもなりますし、あるいは何か安くたたき売るといふケースだつてあります。つまづいてはありますけれども、要するに再生計画は非常に慎重に厳正に厳格にやることによって対応するということになります。

じゃなくて、たかだか三年なんですよ。だから、もちろんそれは何が起るか分かりませんけれども、万が一の保険のようなものでもないでしょ。今の御答弁を聞いてみると、多少やつぱり金融機関に債権が残らないように考えざるを得ないようなお答えですか。やつぱり購入の段階で当然厳格にやるというのは当たり前の話なんですね。たつた短期の三年の再生計画で当初の購入段階で見通せないというのは、それはそもそもやっぱり見方の問題が出てくるんじやないかと思います。

間違えても、お願ひしたいのは、再生計画が終了間際になつて更に債権放棄やつてなんということはないようにしてもらいたいんですね。これにはよろしいですか。

○副大臣(根本匠君) 今回の法律の特徴は、買取

○直嶋正行君 特に、この法律の規定を見ると、三年以内でやるよう努力しなきやならなゝと、

う書き方になつてゐるんですよ。ですから、やはり間際になつて今お話しのようにロスが一番小さな理由で更にその再生計画を延長していくくといふことはないようやにやはりきちんと処理していただきたいということを重ねて申し上げておきます。

んですけれども、ちょっと今日、法務省、来ていただいていますか。この間、我が家の若林議員が若干商法のいわゆる重要財産委員会とこの委員会との関係について質問をさせていただきましたが、ちょっと今日は違う角度から確認をしたいと思うんですが。

ます。法務省にお伺いしたいんですけれども、商法特例法、今日実施ですかね、この重要財産委員会、取締役会の決議により重要財産委員会を設けることができる。そして、この重要財産委員会が、問題はここから先なんですが、いわゆる取締役会における責任と同じように法令又は定款による違反する決議を行つて会社に損害を生じたと、こういう場合に、その重要財産委員会の委員である取締役というのはどういう責任を負うことになるんでしょうか。

○直嶋正行君 その場合なんですが、商法二百六十六条规定だとと思うんですが、いわゆる損害を与えた行為そのものはもちろんなんですが、もとより二百六十六条の二項及び三項によつて、いわゆる決議に、例えば取締役会の場合ですと決議に賛成する規定と、こういううみなし責任規定というのがあります。この規定は会社に対する賠償責任を負うということになります。

それから、三項には、議事録にその異論を、異議をとづかなかつた取締役は賛成したものと推定す

いと、いふことであります。

要する二二の今と再

の一項の責任を負うというその

の責任の範囲は変わ

○政府参考人(房村精一君) 御指摘の商法二三百六十六条の二項及び三項は、重要財産委員会の決議によるという推定責任規定と、この二つが二百六十六条にはあるんですけども、この重要財産委員会の委員である取締役の責任追及において、これと同様のいわゆるみなせ責任、推定責任というのは対象になるんでしようか。

生機関のスキームで、取締役会で債権の買取りの意思決定をするんではなくて、再生委員会に委嘱をする形で意思決定をするわけですね。そうすると、この再生機関にとっての最も重要な部分について、通常の株式会社における取締役会の取締役としての責任よりも、裁判になつたりすると、このみなも責任だとか推定責任があると、これは

○委員長 田浦直君 房村局長。
○直嶋正行君 手短にお願いします。
○政府参考人(房村精一君) はい。重要財産委員会について若干補足をさせていただきます。
ただいま谷垣大臣から御説明したとおりでござりますが、もう一点ございますのは、近代法で責任を負うと仰るのは、自らの行為によつて損害と

には準用されておりませんので、重要財産委員会の決議に関してこの規定の適用はございません。

○直嶋正行君 つまり、行為そのものは同じように責任を問われるけれども、責任追及においてはいわゆる一般的な取締役会における決議よりも若干その責任は問われづらい形になっているという

挙証責任がありませんから責任は追及しやすいんですけれども、この仕組みだと再生委員会の委員としての取締役の責任は、一般的な取締役会におけるその責任に比べて責任が追及しづらい形になつている、こういうふうに思えるんですけども、この点はどうなんでしょう。

二百六十六條は、特則として、取締役に関する無過失責任を認め、あるいは立証責任の転換等をしているわけでございますが、この規定について様々な批判もあるところでござります。

ふうに言えるんじやないかと思うんですか。
それで、この産業再生委員会なんですが、先日、
谷垣大臣も答弁の中で、「この重要財産委員会を一
つのモデルにして」ということで御答弁されており
ました。この産業再生委員会がやはり例えば今
ちょっとと議論させていただいたような必要な調査
を怠つて適正な時価を上回る価格で債権の買取り
決定を行い機構に損害を与えたと、こういうケー
スがあった場合、その産業再生委員会の委員であ
る取締役というのは、その個人の責任追及という

○國務大臣(谷垣禎一君) これはむしろ民事局長に答えていただいた方がいいのかもしれませんが、重要財産委員会の委員について、今の二項、三項を適用しないことにしたのと同じ趣旨だと。それを我々学んでしたわけですが、私はその当時の重要財産委員会の立法趣旨を全部押さえているかどうかちょっと自信はないんですが、この重要な財産委員会にせよ、あるいはこの産業再生委員会にせよ、取締役の数は必ずしも多くございません。

そういうことから、昨年の通常国会で商法を改正する際には、新たに設けます委員会等設置会社については、取締役、執行役の責任は過失責任を原則として、また、この商法二百六十六条の二項、三項に規定する推定あるいはみなし規定は原則として置かないということとしたわけでござります。それと同様に、重要財産委員会についても、二百六十六条の二項、三項の準用はしないということとしました。

また、現実にその重要財産委員会の決議事項も

〇國務大臣(谷垣禎一君) 産業再生委員会の委員は、これは取締役でございますので、先ほどの重要財産委員会についての民事局長の御説明と同じように善管注意義務それから忠実義務というものを会社に対して負うわけですので、これに反して会社に今おっしゃったような形での損害を与える義務違反があつて損害を与えた場合には、商法二百六十六条が二百六十六条のこれは第一項の方ですね、適用されるという形になります。

それで、先ほどの御議論のように、二項、三項ですか、その立証責任を軽減したり転換したりしているような規定だったたと思いますが、その適用は重要財産委員会と同じように適用をしていな

大きな会社ですと取締役の数だけで相當になる
ということがあつて、その当時、じや取締役がど
ういう行動を取つたのかということを必ずしも立
証しづらいということが一般の取締役会ではある
と思います。しかし、産業再生委員会の場合には
小人数でございますので、だれがどういう判断を
し行動をしたのか、賛否をしたのかというような
ことは、一般原則に戻つて会社側に立証責任とい
うものを負わせても、必ずしもその立証に難しい
状況ではないということで重要財産委員会の方も
決めていただいていると思ひますので、それにな
取つたということでございます。

それから、もちろん責任の範囲自体は、先ほど
の御議論にもありましたけれども、二百六十六条

限られており、人数も少ないということから、二項、三項の準用をしなくとも、会社がその重要財産委員会の違法な決議について委員の責任を追及する上に支障はない、こう考えたところでござります。

○直嶋正行君 重要な財産委員会の方はもう審議の終わった話ですから、ちょっとこれで終わりたいと思いますが、要するに、さつきもちょっと議論させていたいたたいたように、この再生機構の場合は損害が出ると税金で穴埋めをする可能性が非常に高いわけですね。ですから、そういう意味で言いますと、やはりその責任はきつとできるだけ厳しく問われるべき仕組みにしておくべきだ、私はそのように思うんですけれども。

ですから、確かに重要財産委員会は少人数でという部分はおつしやったとおりかもしれません。が、機構といふこの組織の性格上、むしろ厳しく問われる形にしておくべきではないかと思うんです。が、そういう御議論はなかつたんでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 法制局とどういう詰めを、議論をしたかというようなことまでは、私、必ずしも十分把握しているわけではありませんが、私の閑知しております限りでは、重要財産委員会の仕組みをそのまま踏襲するという議論でございまして、今、委員のおつしやった点については、必ずしも踏み込んだやり取りは私自身に関する限りはしておりませんで、今日、この議論は実は初めて勉強させていただいたというのが正直なところでございます。

ただ、そういう重要な財産、今、民事局長の御答弁がありましたよな趣旨を考えれば、責任の範囲自体は限局されていないので、これで十分対応できるのではないかというふうに私は思つております。

○直嶋正行君 こういう議論も是非した上で御検討というか、今の法案作つていただきたかったと思ひますが、ちょっと次のテーマに移りたいと思います。

それで、今度は、先日のやり取りの中でも大臣や副大臣の方から、この再生機構については、日本にまだ再生ビジネスというものがきちっとビジネスとして確立されていない、そのためのある種のモデルといひますか、マーケットの拡大も含めて、この再生機構にはそういうモデル的な役割といひますか、そういうものを担つてているんですねと、こういうお話をあつたんですねけれども、それで、この債権の買取りには、例えばDCFとか、いろいろとテクニカルなことが言われているんですねが、ちょっとと基本的な部分を確認させていただきたいというふうに思ひます。それで、資料、多分お手元に行つてあるますが、こういうA4一枚の資料がお手元にあると思いますが、(資料を示す) 買取り価格と売却

価格との関係でいくと、例えば民間のいわゆる事業の場合は、買取り価格というのは言うまでもなく、ある種、商品の仕入価格になります。ですから、売却価格が幾らになるか分かりませんが、当然買取り価格の決定に当たつては、その企業におかれ、かかる種、商品の仕入価格になります。ですから、かなりこれは収益部分も大きくなるというふうに思うんですが。

それから、もちろん企業として必要なコスト、いろんなものがそこに含まれた上でこの買取り価格というのは判断されると。ところが、この法案見たり、ずっと一連のこれはもう衆議院以来の議論を拝見していまして、再生機構の場合はここのところがはつきりしませんで、ちょっと私の感覚で言うと、買取り価格と売却価格というのはほぼ近い。イコールじゃないかもしませんが、かなり近い。あるいは、場合によつてはさつきの話じやありませんが、これ一〇〇プラス・マイナス・アルファと見ていますが、マイナスアルファではなくてプラスアルファになることも想定をしてこのスキームは作られているんじゃないのか、こう思ひます。それで、今までDCFとかいろんな言葉もあって、いろんな手法もあつて、説明させていただきますが、説明があるわけですが、あの中で、割引率という中で普通は諸経費や収益を見込むん

なきやいかぬと。それから、これは株式会社でございますから、今ちょっとハイリターンということをおつしやいます。まして、我々がハイリターンを求めなきやならないかどうかは別でございますけれども、やはり適正な極大化を求めるかどうかは別としまして、収益はやはり求めなければいけないんだろうと思ひます。それで、今までDCFとかいろんな言葉もあって、いろんな手法もあつて、説明させていただきますが、説明があるわけですが、あの中で、割引率という中で普通は諸経費や収益を見込むん

だらうと思うんですね。ですから、この場合、我々の機構においても全くそこは同様であると。ただ、この図だけ、委員出していたいただいたこの図だけで必ずしも言えませんのは、要するに民間が、まだ市場も十分なくて、民間が必ずしも手を出すのをちゅうちよするような案件も我々は扱う場合があるだらうと思います。その場合に、果たしてどういうふうに考えるかと、いうようなことが違うんじゃないかと。

もう一つ、民間サイドから見ると、これは明らかに産業再生機構がこういう、ここで私が提示したような運営をされると、当然これは資産の高値買いになります。民間では手が出ない価格で機構は買い取つていく、こうすることになりますから、むしろ民間のビジネスをより定着させたり拡大をするということではなくて、むしろ民間がやってることを機構が召し上げていく、取り上げてしまつて逆に民間の方は手が出せなくなる、こうしたことにつながつてくるんじやないかと思うんです。

そこで、実はこれはまだ私が経営者の立場に立つてゐるわけではありませんので、そこまで申し上げていいかどうかは分からなんですが、結局我々にはあるわけでございます。そこで、政策目的に合わせて、全くの利益本位ではない、ある程度考えなければならない余地があります。そこで、実はこれはまだ私が経営者の立場に立つてゐるわけではありませんので、そこまで申し上げていいかどうかは分からなんですが、結局我々の場合は難しさは、利潤極大化を必ずしも求められているわけではない。預金保険機構が株主でありますけれども、利潤極大化を必ずしも我々に要求しているわけではないと。そこに若干

我々ゆとりがあることも事実でございます。

それからもう一つゆとりがございますのは、資金調達コストというものが普通であろうと思います。それをおいて、民間の資金調達コストよりも掛からないというものが普通であるうと思ひます。我々には自分の余裕はございます。それを

ただいている関係で、民間の資金調達コストよりも掛からないというものが普通であるうと思ひます。我々には自分の余裕はございます。それを

こういうものもあると。そうすると、金融機関か

ら見ると、この前者の方はできるだけ自分でやつて、将来のいろいろなビジネスにも対応できるし、自分でやつて、まあちょっとこっちの後者の方をやつぱり機構を持つてももらいたいと、こういうことになつてくるんじやないかと思うんですけれども、それは僕はビジネスをやつしていく上の一つの真理だと思うんですけれども、そういう部分についてはどうなんでしょう。

○國務大臣(谷垣禎一君) 直嶋委員のようなことはあるのかなというふうに私たちも思わないわけではありません。むしろ、そこがやはりある意味ではこの機構の求められているところであつて、なかなかほぐれていかないところをほぐすという役割をやつぱり我々は果たさなきやいけないんだろうと思つておりますし、そこをほぐしていくため、先ほどバッファートという言葉が良かつたかどうかは別として、リスクに対応するものとしてさつきのようなことを考えてやつていくのかなと

思ひます。

しかしながら、先ほどの議論に戻りますと、値決めの付け方で、言わば余裕部分を使って、つまり高値買いをするというようなことをやりますと要するに市場の形成をこの機構がゆがめてしまうということになるわけでござりますので、それはやはり、もつとも、ほかに民間が手を出さないとまさに適正な価格は何なんだという判断自体が実は非常に難しいんだと思うんですけれども、そこを余り安いにやりますと市場をゆがめる、そのことは一方戒心しなきやならないことだなど、こう思ひます。

○直嶋正行君 是非、民間の障害にならないようにひとつ、これお願いを申し上げたいというふうに思ひます。

それからもう一点、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、今度は、買い取った後の、いわゆる再生をして売却をすると。このやり方は、もうあらかじめ買手を見付けておくとかいろいろあるかとは思うんですが、ただ、今の私もいろ

いろ関係者にヒアリングしていますが、この再生

ビジネス市場というのはどうもはつきりしないんですね。いろんなものを合わせてまあせいぜいいろいろ一兆円ぐらいですか、あるいは多少、周辺商品含めてまあ二、三兆円でしょうというよ

うな話を聞くんですけれども、この再生機構でいわゆる政府保証十兆円の枠で仮に三年間するといふことになると、これは相当なボリュームのものを、買手を見付けて売却しなければならないと、

こういうことになるんですけども、本当にそういう買手がいるのかどうかといいますか、かなりそれは疑問なんですねけれども、その点はどうなんですか、何か検証はされているんでしょうか。○國務大臣(谷垣禎一君) このスパンサー探しといいますか、買手探しというのが、多分機構が取り組むべき最も大事なと申しますか、難しいといいますか、そういう案件になるだろうというふうに思つております。できるだけ早期に、今おつしやつたように、支援決定のときに、あるいは支援決定から遠くない時点ですポンサー探すような努力はもちろん必要だと思いますが、結局悩みは、それだけの大きなマーケットが現実にはまだ十分見えていないということが我々の悩みでございまして、やや楽観的な見通しと言つてしまえばそれまでかもしれません、機構側の事業再生に積極的に取り組んでいくことによつて私は胎動はあると思いますので、民間でも再生マーケットの育成が図られるのではないかというふうに思ひます。

○直嶋正行君 まだいろいろ機構についてお伺いしたいことはあるんですが、ちょっと時間がもう少しあります。だからもう少し詳しくお聞きしたいことがあります。

その辺は十分見ながらやつていかなければいけないと思つております。

○直嶋正行君 まだいろいろ機構についてお伺いしたいことはあるんですが、ちょっと時間がもう少しあります。だからもう少し詳しくお聞きしたいことがあります。

その辺は十分見ながらやつていかなければいけないと思つております。

○直嶋正行君 まだいろいろ機構についてお伺いしたいことはあるんですが、ちょっと時間がもう少しあります。だからもう少し詳しくお聞きしたいことがあります。

質問をさせていただきたいと思います。

それで、まず大臣にお伺いしたいんですけども、この産業活力再生法は立法のときから、いわゆる三つの過剰ですね、過剰供給、過剰債務、過剰雇用といいますか、この解消を目的にして作られたというふうに思つんですけれども。

ちょっと私も最近いろいろと調べてみますと、例えば今三つについて申し上げますと、例えば過剰債務といふことでいいますと、これは例えばいわゆる八〇年代ぐらいに比べて最近の債務の格差、これを過剰債務といふに置き換えると、去年の六月現在で約六十兆円増えている、それだけの過剰債務があると、こういうふうにレポートに記載されています。

それから、例えば過剰設備といふことについて言つておきます。できるだけ早期に、今おつしやつたように、支援決定のときに、あるいは支援決定から遠くない時点ですポンサー探すような努力はもちろん必要だと思いますが、結局悩みは、それだけの大きなマーケットが現実にはまだ十分見えていないということが我々の悩みでございまして、やや楽観的な見通しと言つてしまえばそれまでかもしれません、機構側の事業再生に積極的に取り組んでいくことによつて私は胎動はあると思いますので、民間でも再生マーケットの育成が図られるのではないかというふうに思ひます。

トがあります。

雇用も、申し上げるまでもなく、どれだけ過剰かというのは、数字ははつきりしないんですけれども、例えば最近の厚生労働省の雇用データ等を見ますと、やはり構造的・摩擦的失業というのが比率としてどんどん上がつてきています。直近で見ましても、コンマ八から一%ぐらいその比率が高くなつてきています。

これからやはり、今御心配の点でありますけれども、やはり私は、何というんでしようか、これは海外にもかなり求めないとなかなか今は出てこないのかなという気もいたしております。

○直嶋正行君 まだいろいろ機構についてお伺いしたいことはあるんですが、ちょっと時間がもう少しあります。だからもう少し詳しくお聞きしたいことがあります。

その辺は十分見ながらやつていかなければいけないと思つております。

○直嶋正行君 まだいろいろ機構についてお伺いしたいことはあるんですが、ちょっと時間がもう少しあります。だからもう少し詳しくお聞きしたいことがあります。

法制定をした際には、今御指摘のように、選択と集中、これを支援、促進することによって、この

三つの過剰対策、これを進めて、生産性の向上を図つて我が国産業の活力を再生する、これを目指したところでございます。

詳しく述べ申し上げませんけれども、約三年半の間に三百二件の事業再構築計画の認定実績があつたわけでございます。これまで計画期間が終了しました案件のうち当省が認定したものは十四件でございまして、その八割、十一件のケースでは認定基準となつていてる生産性に関する改善目標値は達成をしているところでございましたし、また計画中のものについても、経済産業省所管分で平成十三年度の実施状況報告書があつた六十五件のうち約六割のケースで生産性の向上が見られ、そのうち四分の三のケースについては計画終了前であるにもかかわらず基準目標値を達成している、こういった実例がございます。

ただ、我が国産業全体の生産性を示すROAの推移を見ますと、産業再生法の制定後、いつたんは持ち直したもの、その後再び下落に転じております。回復基調が定着したとは言ひ難い状況にあることは事実でございます。

その背景には、多くの事業分野において過剰供給構造が見られたり、過剰債務問題が深刻化しているという状況があるわけですが、すなわち総体としてはその三つの過剰というのは、この期間、いつたんはある程度解消をしたわけですから、近年の景気の低迷でござりますとかあるいはデフレの深刻化で再度厳しい状況に至つたと、こういうふうに考えられておりまして、この三年半いろいろ努力をいたしましたけれども、今は申し上げたようなそういう背景の中で、確かに御指摘のようなそいう形でこの三つの過剰といふものが減少をしないで増えている、こういうことは言えると思います。

そういうふうに思つておられます。

この過剰供給構造や過剰債務問題の対応を抜本的に強化するために、いろいろとその改正法の中で

対策を講じさせていただいて、そして、この三つの過剰、これに対しても更に力強く政策を展開していくかなきやいけないと、こういうふうに思つているところでございます。

○直嶋正行君 それで、今、大臣からもこの実績のお話があつたんですが、例えばROA見ましても、マクロ的に数字見ると、問題は利益率よりも、むしろ総資産の回転率が非常に悪いわけです。要するに設備効率が悪いわけですね。ですから、大臣が今おっしゃったように、例えば生産性は上がっているかも知れないけれども、必ずしも過剰設備の解消にはつながっていない。実際に今具体的なケース挙げてお話ししましたけれども。

ちょっと私は古いデータであれだけたんですが、百八十件ぐらいの段階でちょっと集計してみますと特に企業のこの過剰設備、ですから、設備を廃棄する、こういう部分でいうと、私が調べた百八十数件の中でいうと、わずか七件しかなかつた。ほとんどはいわゆる登録免許税だと、そちの方でこの法律を活用しておられる。そうすると、やはり一番本當は、その本丸のところがもっとやり方に一工夫、二工夫あつてしかるべきじゃないかと。特にこの設備廃棄については、欠損金の繰越期間の延長、通常五年を七年に延ばすと、こういうことなんですけれども、どうもそれだけではうまくいかないのではないかと、ほとんど使つていないというケース考えますと。ですから、運用だとかあるいは認定の考え方になり問題があるんじゃないかと。

例えばこれを適用する場合の認定要件が設備の簿価額の5%以上という、全企業の二十分の一ですかね、設備の。こういう、かなりこれもバーが高いというふうなことも言われているんですけども、こういうところにやはりもつと改善の余地が、改善しなければ逆に言うと実績が上がりつてこないんじゃないかと、こんな感じもするんですけれども、この点はどうなんでしょう、今回の法案で。

○副大臣(高市早苗君) 今、先生が例示されまし

た五%以上という要件でございますけれども、これ、設備廃棄などにつきまして、一定の外形標準、これを求めるこことによりまして、事業再構築計画の目標でございます選択と集中を中心を実現するためのものでございます。これに対しまして、事業再構築に大きな効果がないわざかな設備の廃棄にまで税制特例を講じることというの、適切じゃないと考えております。

それで、この設備廃棄などの欠損金特例、余り使われてこなかつたということでございますが、これ、二百二件の認定件数のうち、経済産業省分では四件、農水省分で三件ということですから、確かに計七件ということで、余り多くはなかつたんですが、この理由は、むしろ要件が厳しく過ぎたということもあり、設備廃棄などが労働者に与えてしまう影響が非常に大きいという事情があつたと考へておりますので、今回の改正案では、企業が労働者に対しまして割増し退職金を支払い、かつ再就職のあつせんでとか教育訓練を行う場合に生じる費用も特例の対象として、手厚い雇用支援措置を行ふ場合について思い切った設備廃棄の取組を支援するということにしたものです。

○直嶋正行君 ただ、これ法律の賛否はちょっと別にして、これ本丸なんですね。さつき言いましたように、百兆円なんですね、要するに過剰設備、過剰資本ストックというのが。ですから、一番、そういう意味では再三、供給過剰、過剰供給体制の問題点、いうのをおつしやつておられましたし、ですから、こういう基準とか、それからさっきは私申し上げませんでしたが、税法上の繰延べ期間もわずか二年、わずかと言つたら怒られるかもしれません、五年を七年にする。

これも、仕組みから見ると日本が一番厳しいですね、国際的に見ても、アメリカとかヨーロッパの諸外国と比べても。もちろん、日本的な問題点というのがその背景にあることは承知しているのですが、しかし、それにしても弾力性がなさ過ぎるんじゃないかな。だから、税の公平性だとかそういうものの公平性を期すというのは大事なことかもしれないけれども、小さな設備廃棄を対象にするのは問題があるということで5%という基準があるんですね。けれども、やっぱり使う側からいうと、5%といふのはかなり高い基準だと思うんですよ。そういう面でいうと、根本的にそこにやはり使いにくさといいますか、そういうことがあるんじゃないかなと思うんですけども、わずか七件なんですよ、まだ実績が。それはやはり謙虚に見直してみると、こういうことは必要だと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

○國務大臣(平沼赳氏君) 確かに、今、林局長から御答弁させていただいたように、厳しい面があります。しかし、御指摘のように、過剰設備と

申し上げましたような意味で、できる限りの改善ということを試みたところでございます。それから、そのほか今回新たないろいろな計画も追加いたしました、そういう意味で、共同事業再編計画でございますとか、そういうことも含めて使いやすいようにということを考えているわけでございます。

税につきましては、一応ある種の、いろいろなケースの公平性その他を前提に議論をされておりまして、なかなかその5%というもの、これを相

当規模のということとして5%ということについて、ちょっと現段階でそれを変更するというのはなかなか難しいかなと思っております。

○直嶋正行君 大臣、これ法律の賛否はちょっと別にして、これ本丸なんですね。さつき言いましたように、百兆円なんですね、要するに過剰設備、過剰資本ストックというのが。ですから、

一番、そういう意味では再三、供給過剰、過剰供給体制の問題点、いうのをおつしやつておられましたし、ですから、こういう基準とか、それからさっきは私申し上げませんでしたが、税法上の繰延べ期間もわずか二年、わずかと言つたら怒られるかもしれません、五年を七年にする。

この考え方なんですけれども、いわゆる業種に関係なく基本指針というのがあつて、その上に事業分野別指針を作ると、こういうことになつて法律改正の中で、今ちょっと議論させていただきましたが、過剰供給構造にある事業分野について所管省庁の方で指針を策定すると、こういうことがあります。

それからもう一点、今度は事業分野別の問題についてお伺いしたいんですけども、今回の法案、法律改正の中でも、今ちょっと議論させていただきましたが、過剰供給構造にある事業分野について所管省庁の方で指針を策定すると、こういうことがあります。

この考え方なんですけれども、いわゆる業種に関係なく基本指針というのがあつて、その上に事業分野別指針を作ると、こういうことになつて法律改正の中で、今ちょっと議論させていただきましたが、過剰供給構造にある事業分野について所管省庁の方で指針を策定すると、こういうことがあります。

ただ、本質的に、さつきちょっとと言わされましたけれども、小さな設備廃棄を対象にするのは問題があるということで5%という基準があるんですね。けれども、やっぱり使う側からいうと、5%といふのはかなり高い基準だと思うんですよ。そういう面でいうと、根本的にそこにやはり使いにくさといいますか、そういうことがあるんじゃないかな。だから、税の公平性だとかそういうのの公平性を期すというのは大事なことかもしれないけれども、やはり使う側からいうと、5%といふのはかなり高い基準だと思うんですよ。それはやはり謙虚に見直してみると、こういうことは必要だと思うんですね。けれども、やはり使う側からいうと、5%といふのはかなり高い基準だと思うんですよ。それはやはり謙虚に見直してみると、こういうことは必要だと思うんですね。

○副大臣(高市早苗君) 現在の産業再生法を制定した際の参議院経済・産業委員会の附帯決議においては、事業再構築計画等の認定に当たつて、これは行政の過度の介入を排するという観点から、可能な限り認定基準を具体的に提示するなど、手続の透明性確保を図るということが求められました。それで、現在も数値を含む認定基準を公表しまして、事業再構築計画等の認定に当たつて、これは行政の過度の介入を排するという観点から、可能な限り認定基準を具体的に提示するなど、手続の透明性確保を図るということが求められました。それで、現在も数値を含む認定基準を公表しまして、透明性の高い運用に努めているんですけれども、さつきも副大臣答えたように、わずか七件なんですよ、まだ実績が。それはやはり謙虚に見直してみると、こういうことは必要だと思うんですね。けれども、どうなんでしょうか。

○國務大臣(平沼赳氏君) 確かに、今、林局長から御答弁させていただいたように、厳しい面があります。しかし、御指摘のように、過剰設備と

情というものがあつたときには、事業者側からはそういうした事業分野別の指針があることで予見可能な性も高まり利便性もあるということなんですが、この事業分野別指針というのは、行政の過度の介入を排除するために、むしろそれを排除してより透明性の高い運用を行うためということで、数値を含む認定基準をあらかじめ公表して当該事業分野全体に適用するものであるということですか、行政の過度の介入を助長するようなものではないと考えています。

○直嶋正行君　ということはあれですか、いわゆる今おっしゃった指標的なものを中心にしてこの事業分野別指針というのは作ると、こういう理解でよろしいんでしょうか。

お願いということも含めてなんですが、ちょっとさつきも高市副大臣の御答弁の中でございましたけれども、いわゆる雇用とか労働者、労働分野にかかる話なんですけれども、この産業活力再生法も制定のときからいろいろ議論をされてきて、その部分も含めて議論されてきました。

それで、実は今、産業、何か企業の再編というのは盛んに行われていますが、企業が合併したり会社が分割したりされるケースというのは割合労働関係の法律というのはきちっとしているんですけども、一つ、営業譲渡の場合はなかなかこれは、法律上はもちろんありませんし、いろいろ判断なんかも調べても結構によってかなり結論が変わってきていまして、なかなか定まらない部分があります。

それで、私自身もちょっと数年前に、例えば会

認識しておりますが、本件につきましては厚生労働省に対して問題提起をして、そのところはしっかりと聞いていかなければいかぬと、このように思つております。

○直嶋正行君 じゃ、私は終わります。

○松井孝治君 民主黨の松井孝治でございます。

本日は、この両法案に対しまして、衆議院で大分議論をしていただきまして我が党の修正案も取り入れていただいたわけであります。私個人的には、必ずしも衆議院での修正案で十分だとは思つておりません。特に、もちろんその雇用の安定への配慮あるいは中小企業への配慮というの是非常に重要なことだと思いますが、大きな点で抜けているのは、やはり納税者の視点、タックスペイヤーの視点からいって今回の法案が本当に十分なものなのか、その点について、今日の質疑を通じて兩大臣の所感をお伺いしていただきたいと思います。

定の概要について公表するということになつておりますから、これはもちろん当然法上も要請されているわけでございます。

そこで、それを超えて具体的な価格情報などについてどこまでやるかということになるわけです。が、これを直ちに公表するということは、言わば手のうちを明らかにすることになりますて、後の債権買取りあるいはスポンサーの売却などの交渉に障害が、支障が生じるおそれがあるなどといううふうに思つておりまして、附帯決議でも企業秘密で配慮しつつと言われているのはそういう意味ではありませんかと思つております。

国民負担のリスクを軽減化するという観点から、機構の運営は可能な限り透明化すべきであるという御指摘は私もそのとおりだと思うんです。が、先ほど申しましたような、現実の債権の売買等に影響が、大きな影響が出ることを避けて、要するにその調整を行うことかということだらうと思うんです。その機構がある案件について買取った債権をすべて処分した後の取扱いについては、我々も十分情報公開していく必要があるのではないかというふうに考えておりまして、その辺の辺りはこれから詰めていきたいと思っております。

○副大臣(高市早苗君)　この共同事業再編の実施方法というところですけれども、これは支援対象となりますが申請事業者の事業活動について、その実施方法その他の当該事業分野に係る産業の活力の再生に関し必要な事項を定める」と、こういうふうになつていますから、ちょっと私、読んで、今、高市副大臣はいみじくも過度の行政介入とならないようとに、こうおっしゃつたんですが、共同事業再編の実施方法ということになつてくると、これは正に再編そのものを省庁が作ると、こういうことにつながつてくるんではないかといふうに思つたんでお尋ねしたんですけれども、これはそうじやなくて、さつきおっしゃつたように、数字的な指標を出すと、こういうことでよろしいんですか。

ですから、これは経済産業省の所管ではないんです
が、やはり産業政策全般を所管されていると
いう立場で、是非この労働分野、特に営業譲渡の
ケースの労働関係の法整備について、関係省庁を
含め格段の御支援をお願いしたいと思うんです
が、是非よろしくお願ひ申し上げたいと思います。
○國務大臣(平沼赳氏君) 非常に重要な御指摘で
ございまして、いずれにいたしましても、その営
業譲渡の場合も含めまして、企業組織の変更に伴
う労働者の保護の重要性というのは十分に私ども

○國務大臣(谷垣禎一君) 今御指摘の衆議院の方の附帯決議ですね。私も、積極的な情報の公開に努めることという附帯決議をいただいたことは重く受け止めておりまして、可能な限り情報公開に努めていきたいと思っております。

まず法上は、御承知のように、機構の支援決定、買取り決定、処分の決定を行つた際には、その決

うに国民負担になるわけでありまして、私は、確かに買手の立場からいいうと、直ちに機構がある事業者なり法人に売却したと、その時点で幾らで売却したというふうに言われてしまうと、それはその後の商談にかかるかもしれません。

○國務大臣(谷垣禎一君) 今御指摘の衆議院の方の附帯決議ですね。私も、積極的な情報の公開に努めることという附帯決議をいただいたことは重く受け止めておりまして、可能な限り情報公開に努めていきたいと思っております。

まず法上は、御承知のように、機構の支援決定、買取り決定、処分の決定を行つた際には、その決

却したというふうに言われてしまつて、それはその後の商談にかかわるかもしれません。

しかし、やはりそれは、今すべて処分をした後というふうにおっしゃいましたが、すべて処分をした後ということになると、このもう機構が解散をするその時点でということになるかもしれません。そのすべての処分というのはどういう意味で

お願いということも含めてなんですが、ちょっとさつきも高市副大臣の御答弁の中でございましたけれども、いわゆる雇用とか労働者、労働分野にかかる話なんですねけれども、この産業活力再生法も制定のときからいろいろ議論をされてきて、

認識しておりますが、本件につきましては厚生労働省に対して問題提起をして、そのところはしっかりとしていくべきやいかぬと、このように思っております。

定の概要について公表するということになつておりますから、これはもちろん当然法上も要請されているわけでございます。

そこで、それを超えて具体的な価格情報などについてどこまでやるかということになるわけでござるが、これを直ちに公表するに、うこは、言ひづら

おっしゃったのか分かりませんが、その当該事業に係るすべての債権の処分が行われたということなのかもしませんが、ここについてはやはり買い取った事業者の利便も大事かもしれません。国民負担に直結する話ですから、かかるべき時期の後に、例えば機構としての買取りと売却の差額、どれだけ損をしたのか、あるいは機構としてもうけたのか、その部分だけでも何とかわかるべき期間、例えば売り渡した後、例えば一定期間、六か月なのか一年なのか分かりませんが、その後に公表するような努力はできないんでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君)　まだその辺りは、具体的なやり方との関係で十分詰め切ってはおりません。

それで、全部、今、先ほど私が申しましたすべての売却が終わった後というのは、機構が解散をするという意味ではございませんで、ある案件についての処分が終わった場合には、処理が終わった場合には今の辺りは十分考えておかなければいけないなどということは、現時点でもそう思つておりますのでその方向で検討いたしますが、それを超えてどこまでできるかというのは、これからもう少し詰めさせていただきたいと思います。

○松井季治君　是非、その点はしっかりと御検討いただきたいと思います。

やはり国民が、この債権の買取りについて非常に高値買いをさせられるんじやないか、国民負担になるんじゃないいかという懸念が強いものですから、そこを払拭するように是非御努力をいたださたいと思います。

次に、谷垣大臣にやはりお尋ねしたいと思うんですが、具体的にこの機構が百人規模で発足するというようなことがこれまでの委員会で明らかになっています。じゃ、具体的にどんな方々が機構を構成して案件の審査をなされるのかということについて、いろいろ憶測が飛んでおります。当然、金融のプロを集めてこられるんだろうと思いますが、今民間で言つてある懸念は、結局四大行の出身の方々がここに出向されるという形になるん

じゃないか、要するにその四大行の方々が自分たちのメーンバンクとして、あるいは準メーンとして持つてある債権の処理について、結局その銀行の方々が集められて審査をされるんじゃないか、それで本当に公正な審査ができるんだろうかと、結局さつきの高値買いのような話になつてしまふんじやないかという懸念が相当あります。

そこでお尋ねですが、この株式会社である機構の役職員について、四大行から職員を向出で受け入れられるおつもりはありますか。これはイエス・オア・ノーでお答えください。

○國務大臣(谷垣禎一君) かつて四大行におられたもう別な仕事をしておられるということですと、これは別の仕事をしておられるということが四大行に入らないということであれば、少なくとも役員、そういう方にはそういう方はないと見て、申し上げてよろしいと思います。

ただ、職員ということになりますと、現実にはいろんな法律とか会計とか税務とか、いろんな担当の方が、いろんなその分野の方がおられるわけですが、職員となりますと、現実に銀行出身者を全部排除してできるのかどうかということになつてまいりますので、今、銀行出身者は職員にはないということは、ちょっとまだ断言は差し控えさせていただきたいと思います。

○松井孝治君 これは非常に問題ですね。

私はまず二つに分けて聞きたいんですけども、出身者はいないといふうにおっしゃいましたけれども、じゃ出向者はいるんですか。出向者と、あるいはその出身者というのは一般的に言うと銀行を退職されて、過去には四大行に勤めていたけれども今回この機構に就職されるという方を含むか含まないか。それからもう一つ、出向という形で本籍を銀行に残してこられる方を含むのか含まないか。ちょっとそこを明らかに、まず御答弁いただけますか。

○政府参考人(江崎芳雄君) まず、出向者という点でございますが、機構の中身の組織を考えますと、例えば持ち込まれた案件を審査をする、さら

にはその買取りをするという、言わば、何と申しますか、個々の案件、オリエンテッドなセクションがございます。そういうものと同時に、機構は買い取った債権、これの管理もいたします。全利収入も上げなければいけませんし、処分する際にもまたそれなりの金融知識が必要である。言わば個々の案件ではございませんで、言わば機構が持つておる全体としての債権の管理をすると、こういうセクションもございます。

先ほど来の銀行からの出身者でございますが、まだ現在検討中ではございますが、例えばそういう全体の機構の金融機関としてのその管理をするといったところには、例えば出向という方を受け入れる可能性もございます。ただし、その機構の中で……

○松井孝治君 要するに出向者を受け入れるということですね、四大行から。これはやっぱりおかしいと思いますよ。出向者を受け入れて、それじゃその範囲の中でのどういう部門に付かせる付かせないかというのは株式会社の判断でいいわけですか。そういうことで本当に透明性が確保されると思いますか。これは私は、ちょっと大臣、こういう答弁、納得できないですね。

○國務大臣(谷垣禎一君) 率直に申しますと、まだ職員のリクルートをどうするかというところまで、国会でもまだ法案を通していくなりておりますんで、そこまで話は進んでおりませんので、現段階で実はどういう方が手を挙げてこられるか、お迎えできるかということも実は十分な材料がございません。

そこで、私はまだ一般論としてしか申し上げられないんですが、結局そういうその経験をどこに求めらるかということになりますと、法律家といふ場合もあるでしょうし、税務や会計の専門家といふこともあると思いますが、やっぱり金融の経験者というのも全く排除するわけにはいかないのかなど現段階では考えております。

そこで、それに対応するものとしては、やっぱり厳格なコンプライアンス体制をしいていくといふ

うことはないかなということを考えておりまして、その辺りの具体的な検討は今行つてゐるところでございます。

○松井孝治君 やつぱり世間のその疑惑は、銀行関係者が出てきて、その銀行関係者が出身行の利益を背にして高値買ひするんじやないかといふことにあるわけですよ。今のお話だと、じゃその債権の管理というものについては、じゃ出向者認めますと、銀行にひもが付いてゐる人を認める。

じゃ、それは内部異動でその人たちが審査の方に入つて、人手が足りないからと入つたって、何の担保も我々法律を議論した立場からないわけですよ。やっぱりこういうことを、疑惑をきちっとこの委員会で晴らしていただきないと、私はちょっとこれは、我が党としても衆議院では賛成したかもしれませんけれども、ちょっとこれは問題なんじやないかなと思わざるを得ないんですが、いかがでしようか。

たような答弁に流れてしまふ。それは別に政府参考人が決して別に悪意でそういうものを認めようということでおっしゃっているんではないと私も思いますけれども、じゃそれが現実には何ら、たががはまらない、少なくとももう全部機構の裁量にゆだねられてしまうという可能性があるわけでですので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

追加して是非お願ひしたいのは、これは出向か出向でないかとかいうこと、概念も極めて不明確でして、例えば国家公務員でもそうですけれども、いつたん退職して特殊法人に行きますね。だから、あれ退職金払われないわけですよ。これつて、退職して就職しているようですが、いわゆる出向なんですね。

ですから、例えば四大行出身の方が一回例えればA銀行を退職されると、この機構に採用されました、ところが実は退職金払われていない、また機構が解散した後戻られるというような形といふのは、見分けが非常に付きにくいわけですよ。そこまで含めて私は対外的に説明をしていただきたい、そういう形でコンプライアンス体制というのを作つていただきたいと思うのですが、その方向性について、大臣、一言いただけますか。

○國務大臣(谷垣禎一君) 先ほど申し上げましたように、リクルートに関してはこれからございまますので、まだ、じやこういう人員でやるということを十分お見せできないわけであります、コンプライアンス体制につきましてはやっぱり外にもきちっと説明しながら、疑惑を抱かれないような説明をやはりする必要があると思っております。

○松井孝治君 コンプライアンスという話が出たので、ちょっと順序違いますけれども、一点伺いたいですが、アメリカのRTCにおきましては非常に面白い制度が導入されていまして、政治家が個別の案件について要請というか、陳情というか、要望というかした場合は、直ちにそれについて翌日でどうかホームページに記載しますと、たうようなことが盛り込まれた。それが結果としてということでおっしゃっているんではないと私も思いますけれども、じゃそれが現実には何ら、たががはまらない、少なくとももう全部機構の裁量にゆだねられてしまうという可能性があるわけでですので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

追加して是非お願ひしたいのは、これは出向か出向でないかとかいうこと、概念も極めて不明確でして、例えば国家公務員でもそうですけれども、いつたん退職して特殊法人に行きますね。だから、あれ退職金払われないわけですよ。これつて、退職して就職しているようですが、いわゆる出向なんですね。

ですから、例えば四大行出身の方が一回例えればA銀行を退職されると、この機構に採用されました、ところが実は退職金払われていない、また機構が解散した後戻られるというような形といふのは、見分けが非常に付きにくいわけですよ。そこまで含めて私は対外的に説明をしていただきたい、そういう形でコンプライアンス体制というのを作つていただきたいと思うのですが、その方向性について、大臣、一言いただけますか。

○國務大臣(谷垣禎一君) 先ほど申し上げましたように、リクルートに関してはこれからございまますので、まだ、じやこういう人員でやるということを十分お見せできないわけであります、コンプライアンス体制につきましてはやっぱり外にもきちっと説明しながら、疑惑を抱かれないような説明をやはりする必要があると思っております。

○松井孝治君 コンプライアンスという話が出たので、ちょっと順序違いますけれども、一点伺いたいですが、アメリカのRTCにおきましては

どういう政治家から具体的な要請があつたかといふことは、まだございませんが、その中の相当の立場にあつて具体的にその企業の生死を決めるよ

うな判断をすることになる。私は今、母体行の圧力がそこにどのように行使されるかということに

政治家が圧力を掛けるようなことがあつてはいけないと思うんですね。

これを排除するために、このRTCが行つた情報公開のようなものを参考に何らかの政治的圧力の抑止のための情報公開の制度を採用されるつ

もりがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(谷垣禎一君) 今、松井委員がおつ

しやつた点は、先般、RTCのトップを務めてお

られましたシードマンさんがお見えになりましたときも御自身の口から、今、松井委員がおっしゃつたようなことを伺つたわけであります。

今度の機構につきましては、内部手続として再生支援等の決定は議会の産業再生委員会で行わ

れることになりますから、この独立性あるいは合

議体の決定で一部の圧力によって機構の決定が左

右されないという仕組みは担保されていると一応

考へているわけですが、しかし他方、機構が業務

を行うに当たりまして、機構の役職員とかあるい

はその委員会の委員に対して、直接間接、様々な

働き掛けあるいは問い合わせというものがあるこ

とは、これはその可能性そのものは否定できない

わけですね。

こういった中にもいろんなものがあると思いま

すので、一概に今こうだと言ふことはできないの

であります、少なくとも権限や地位を背景に不

当に影響力を及ぼすというようなものがあるとす

れば、それで、機構の決定がそれに左右されると

いうわけではないと思つておりますが、今、委員

がおっしゃつたような公表というようなことも一

つの選択肢ではあるなど。この辺はもう少し検討

させていただきたいと思つております。

○松井孝治君 よろしくお願ひをいたします。

これは、まず政治家である我々が禁を正さなければいけないというのが基本であることは言つま

でもない案件ですが、どういう形がいいのかは個

別に今後検討していただいて、その透明性を高

めでいただきたいと思います。

ひとつ産業再生機構の体制についてお伺いをし

たいと思います。

衆議院におきましても参議院におきましても、

この産業再生機構が扱う対象事業は、必ずしも大

企業だけではなくて中小企業も入るということは

度々確認されているところであります、これは、

過日の委員会で直嶋議員からも確認をされている

ところであります、今の機関の体制といふのは

百人体制でスタートするということですね。ところ

が、中小企業は、もうこれはお伺いするまでも

なく、五百万近い事業者があつて、そのうちの恐

らく半分以上は赤字の状況で苦しんでいる、いろ

んな意味での事業再構築が必要になつてゐるこ

とが多いわけであります。

例えば、個別企業名を挙げてもどうかと思いま

すが、非常に中堅企業、これは中小企業に当たる

かどうかは別でけれども、世界に誇るような技

術を持っている企業がたくさんあるわけで、ただ、

なつた田作さんの言葉をかりれば、言わばオーケ

ストラの指揮者みたいな役割を果たすというよ

なことで、できるだけこの機関の規模は小さくし

ようと思つております。

ただ、百人で本当にずっと行けるのか。もう少

しきりいろ利用してくださる方が増えれば、そこ

は当然増やしていくといふことを考えなければな

らないんだろうと思つます。一方においては、機

構の規模においてもそういうことがございます。

それから、やはり先ほど来もずっと御議論でござりますが、経済産業省で中小企業再生支援協議

会の設置を進めていただいているわけですが、そ

のほか、政府系金融機関の融資制度とか信用保証

制度、いろんな制度を充実させていただきめ細かな支援がなされているわけありますが、そういう制度、特に支援協議会との連携をどういうふうにしていくかということは、これからも連携を密にさせていただいて、十分その辺りを効果的にするようになっていかなければなりません。

○松井孝治君 是非よろしくお願ひいたします。

それで、平沼大臣にひとつお伺いをしたいわけですが、今、谷垣大臣からも経済産業省の方の施策についての御言及がありました。中小企業再生支援協議会というようなものが設けられるという話がございました。

いただいた御説明あるいは資料を拝見いたしましたと、中小企業再生支援協議会というのは、これは全国に、各都道府県に一か所ずつ付ける、それで中小企業の再生支援の専門家を置くと。経済産業省らしい説明資料で、「腕利きの会計士、税理士、弁護士」と書いてあるんですね。腕利き、いいですね、腕利きの方を置いていただいた方がいいと思うんですが。

具体的に大臣に細かい事実関係をお伺いするのもなんですから、これ聞いてみますと、予算、一県当たり四千万円だということですね。それで、この「腕利きの会計士、税理士、弁護士」というのはどういう人なのかなと思って聞いてみましたら、一人当たり、一人は千二百五十万円、もう一人は七百五十万円、それから、あの若干、非常勤の場合は日雇で一日五万円ということらしいんですね、単価が。

大臣、これ、常識的に、中小企業の支援、非常に大事です。この機構だけですべてできるとは思えません。ですから、この協議会を作つていただこうことは非常に結構だと思います。衆議院では何か同僚議員が非常に厳しい質問をしたようですが、私は、意味のあるものにしていただければ非常に結構だと思っています。

しかし、本当の意味で、いろんな複雑な状況を抱えている中小企業に相談に乗る支援協議会を、

東京都にも一か所ですね、大阪府にも一か所ですね。それで、さつき、五百万の事業者がある中小企業。腕利きの弁護士、税理士、ひょっとしたらボランティア精神に富んで日給五万円で来てあげるよという人もいるのかもしれません。普通はあるということは余り期待できない。そうすると、衆議院でも議論があつたかもしれません、結局、形だけ作つて、ほんんど多くのいろいろ悩みを抱えた中小企業から見れば、それは形は、協議会はあるけれども、はつきり言つて使い物にならぬよというような評判になるんじゃないとか私は懸念するんですよ。

ここについて、せつかくここまでやられるのなら、この単価についても、あるいはその数についてももう少し充実させないと意味がないんじゃないでしょうか。平沼大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(平沼赳氏君) 松井先生にお答えさせ

ていただきます。

協議会というのは、企業の再建経験を有する二ないし三名の専門家と契約をしているところでございまして、御指摘のよう、平成十五年度の予算においては、専門家一人当たりの謝金は約一千三百万円として計上されております。実際には、各協議会の事情によりまして、契約する人数や謝金などはある程度柔軟に対応することが可能であります。

なお、この専門家謝金のほか、事務所費等と合わせて一都道府県当たり約三千八百万円を計上しているところをございます。

非常に少ないじゃないか、そして開店しているけれども、そういう専門家、腕利きの専門家も来ないんじゃないとか、こういう御懸念でございまして、けれども、今のところは一応全国で順調にそういう設置が広がつております。そして私どもとしても、今後、専門家の数の増加でござりますところがありますけれども、道路を例えれば十キロ

累々、中小企業政策というものに対してやつぱり政府が本当に本腰を入れているのかと。非常に不況で、今もまた補正予算付けろという大合唱が起ころ始めていますけれども、道路を例えれば十キロ引くのに幾らぐらいお金が掛かるか、それに対しても、日本の中企業予算がどれぐらいなのか、こういう話だったら、けたが二けた、三けた違うと思うんですね。そういう本当に腕利きの人を置いて、場合によつては大田区の町工場のところを回らせることをするのならともかく、こういう

第一の立ち上がりでございましたけれども、全国でも、非常にそれぞれの都道府県の皆様方が意欲的に取り組んでいただいておりまして、そしてそつておりましす。今段階は各都道府県に一か所ずつという形ですけれども、しかももう北海道なんかは非常に面積が広いのですから、ここは複数のところに対応させていただくと、こういう体制が整いましたし、さらに東京や大阪やそういった大都会にも、私どもは一か所だけではなくて、やはり皆様方の御要望にこたえられるようなそういう体制をしつかり作つていかなきやいかぬと、そういうふうに思つております。

○松井孝治君 例えれば東京都で、大田区なら大田区というエリアだけでも、物すごい数の中小企業がすばらしい技術を持ちながら、今、存亡の危機に立たされているわけです。これを本当に産業再生という名前でやるんだとしたら、およそ東京都で、一人千二百五十万円のお給料を用意しまして、弁護士さんなのが税理士さんなのが分かりませんが、そういう方を一人置いたと、商工会議所の、東商の日比谷のビルに置かれるのかどうか分かりませんが、そこにお一人置かれたということに当たがつかりしちゃうと思うんですよ。

これはやつぱり大臣お一人の問題ではなくて、本当にがつかりしちゃうと思うんですよ。

○松井孝治君 よろしくお願ひいたします。

さて、話題を変えまして、先ほど来の議論でも、過剰供給構造という言葉が度々出ております。元々の九九年のこの法律、産業活力再生法のときの議論が、三つの過剰をいかにして解消するかという議論であったと思います。今回の、谷垣大臣の方から、それから平沼大臣の方から出されている過剰供給構造、同じ意味ですか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 基本的に同じ意味であるそれぞれの法案に過剰供給構造という言葉が出ています。谷垣大臣、この二つの法律で使われてゐる過剰供給構造、同じ意味ですか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 基本的に同じ意味であるうと思います。過剰供給構造であると認められる事業分野に属する事業者である場合について、

昨年十二月の基本指針で、改正産業法の基準、例えば再生計画終了時点あるいは過剰供給構造を示す指標が改善することなどを活用とすることにしておりますが、その旨を支援基準に盛り込んでい

是非、もうこれ以上答弁は求めませんけれども、せつかくですから、副大臣、一言御答弁いただきたいたと思いますが、是非前向きに御検討いただきたいと思います。

○副大臣(西川太一郎君) 松井先生の御指摘は、私、誠にごもっともだと思っています。私も東京都選出の一員でございますので、この問題については、この法案ができる段階で、先生と同じ問題意識を持つております。

簡単に申せば、総会と支援部門と両方あるわけですね、全体会議とこの中小企業再生支援の問題は。その全体のメンバーの中に、地域金融機関でござりますとか商工会議所でありますとか東京都の労働経済局でござりますとか、いろんな分野が含まれております。単に一か所で三人とか二人とかという問題じゃなくて、かなり既存の組織をフル動員してこれをやるという姿勢がございまます。ございますが、先生の御指摘のように、やはりもつと層を厚くしていかなきやいけないと。これは今後の努力の課題だと、こういうふうに率直に思つております。

○副大臣(西川太一郎君) 松井先生の御指摘は、私、誠にごもっともだと思っています。私も東京都選出の一員でございますので、この問題について

○松井孝治君 それは同じ意味だと思うんですね。内閣法制局はそういうことを整合性を取るために法律の審査をしているわけですから。それで、過剰供給構造については、大臣こういう発言をされていますね。三月の十八日の衆議院の経済産業・財政金融の連合審査で、「過剰供給で競争力が落ちているところをみんなで、ゾンビが生き返ってみんなで足を引っ張ってみんなで弱る」というようなことをしてはいけませんから、それは過剰供給構造を排除していくなければならぬ」と、こういう発言をされておられます。これは議事録に載っていますから確認の必要もないと思うんですが。

それで、この法律、機構法を見ますと、二十二条の第六項に事業所管大臣に意見を述べるという規定が、意見を述べることができるという規定がございます。これは大臣、趣旨からいって、この法律が想定している事業大臣がどういう趣旨で意見を述べるのかというのは、大臣が三月十八日の委員会で御発言された、この言葉はたまたまそのときおっしゃったので余り私も繰り返すつもりはありませんけれども、過剰供給でゾンビ復活と、そういう趣旨になつては困るからと、そういう観点からその事業の需給を見ている事業所管大臣がきちんと意見を言えるようにしたと、碎いて言うとそういうことだと理解してよろしいですか。

○國務大臣（谷垣禎一君） そのとおりでござります。

○松井孝治君 そうですね。

そうなつてくると、この機構が具体的に支援決定をすることになる業種というものが、過剰供給構造にある業種というのは、基本的に大臣の御趣旨からいうとそれは個別の案件ごとに審査するんでしょうし、先ほど来平沼大臣からあるいは副大臣からも御答弁があったように、過剰供給業種をあらかじめ指定するという方針は、今回はそういう従来の通産省お得意の方針は取つておられないということはよく理解するんですが、しかしながら今回の趣旨は、いわゆる過剰供給の業種、大

○松井孝治君 それは同じ意味だと思うんですね。内閣法制局はそういうことを整合性を取るために法律の審査をしているわけですから。それで、過剰供給構造については、大臣こういう発言をされていますね。三月の十八日の衆議院の経済産業、財政金融の連合審査で、「過剰供給で競争力が落ちているところをみんなで、ゾンビが生き返ってみんなで足を引っ張ってみんなで弱る」というようなことをしてはいけませんから、それは過剰供給構造を排除していくなければならぬといふ」と、こういう発言をされておられます。これは議事録に載っていますから確認の必要もないと思うんですが。

それで、この法律、機構法を見ますと、二十二条の第六項に事業所管大臣に意見を述べるといふ

臣がおっしゃつたところの言葉をかりれば、ゾンビ復活業種ということについては、これは支援策で定については慎重にするという理解でよろしいですね。

○國務大臣(谷垣禎一君) おっしゃるとおりでございます。少なくともそういう過剰供給構造を助長するようなことは、これは避けなきやいかぬということだらうと思います。

○松井孝治君 そうなつてくると、じゃこれは、この機構は具体的にどんな企業を支援するのかと、いうことが、これは恐らく与党でも法案審査をされていろいろ議論がなされたと思います、それから我々も内部で議論をした、そここについてどうもいま一つはつきりしないというところがあるわけですね。今、本当に日本の産業界はそもそも過剰供給

に従つて計算をしていくというわけでございま
す。それで、製造業の場合について申し上げます
と、機械装置資産回転率の低下が相当長期にわた
ると。具体的に言うと、二十年間の平均の資産回
転率をこの三年間ぐらいの資産回転率が下回つて
いるというような場合に、産業再生におきましては過剰供給構造というふうに考えるわけでござい
ます。

ただ、くくり方といたしましては、正におっしゃ
いましたように、半導体といいましても相当事業
分野細かくなつてまいります。例えば、アナログ系
あるいはデジタルあるいはCMOS系、Cmos
OSの中でのロジックあるいはメモリーというふ
うに細分化してまいります。そういうした意味で、
具体的な事業分野についてそれを判断していくと

けないので、それについて概説的に、鉄鋼業は一般的に対象にしないとかいう議論をして恐らく余り意味はないということは分かっているつもりなんですが。

ただし、恐らく鉄だつたら鉄で具体的に、今、林局長がおっしゃった議論をしていくと相当程度、これは何か客観的な基準を作られるといううござですから、相当程度の事業は実は過剰供給構造にあるのは事実だと思うんです。例えば鉄の中ではですね、あるいは繊維でもそうだと思います。じや、その繊維を扱っている個別のどこの企業の事業はどうかと見たときに、いわゆる繊維会社の事業はいろいろあるし、ひょっとしたら繊維以外の食品もやっているかもしれないし、そこのミックスで見なければいけないんですが。

臣がおっしゃったところの言葉をかりれば、ゾンビ復活業種ということについては、これは支援策でよろしいで定については慎重にするという理解でよろしいですね。

○國務大臣（谷垣禎一君） おっしゃるとおりでございます。少なくともそういう過剰供給構造を助長するようなことは、これは避けなきやいかぬとすることだらうと思います。

○松井孝治君 そうなつてくると、じゃこれは、この機構は具体的にどんな企業を支援するのかと聞いていろいろ議論がなされたと思ひます、それから我々も内部で議論をした、そこについてどうもいま一つはつきりしないというところがあるわけですね。今、本当に日本の産業界はそもそも過剰供給体質にあるわけであります、それが議論の、九九年以降の議論のそもそものきっかけなわけです。ありますね。そうすると、どういう産業が過剰供給構造にあってどういう産業が過剰供給構造にはないのか。そこについて、これは産業担当大臣としての平沼大臣の方から、個別具体的に、私は、どういう産業が過剰供給にあると理解しておられるのか、これは具体的に伺っていただきたいと思うんですよ。

それで、ちょっと平沼大臣メモだけしてください。い。例えば半導体、産業分類からいうと、産業といふか品目の分類からいうと電子部品とかデバイスとかいう言い方をするかもしれません、これはどうでしょうか。それから、繊維製品、紙パルプ、鉄鋼、医薬品流通。今私が申し上げた業種はいわゆる過剰供給構造にあるというふうに世間では言われているものだと思うんですけれども、今申し上げたものについて具体的に過剰供給構造にないと思われるものがありますか。

○政府参考人（林良造君） 個別の事業の話でござりますのでお答えさせていただきます。

今、松井先生が御指摘の各種の事業分野、これは事業分野でございまして産業じゃないというところなんですが、事業分野につきまして、数値基準

に従つて計算をしていくくというわけでございまます。それで、製造業の場合について申し上げますと、機械装置資産回転率の低下が相当長期にわたる結果になると、具体的に言うと、二十年間の平均の資産回転率をこの三年間ぐらいの資産回転率が下回つてゐるというような場合に、産業再生におきましては過剰供給構造というふうに考えるわけでござります。

ただ、くり方といたしましては、正におっしゃいましたように、半導体といいましても相当事業分野細かくなつてまいります。例えば、アナログ系あるいはデジタル系あるいはCMOS系、Cmos OSの中でのロジックあるいはメモリーというふうに細分化してまいります。そういった意味で、具体的な事業分野についてそれを判断していくということで、概括的に、おっしゃったようなところについてはそういう一般的な認識のある分野が多いかと思いますが、具体的な事業分野についてその数値を当てはめて考えていくことにもなります。例えば、織維業というのは、形式的から言えば例えば二けた分類、三けた分類で計算しますとそういうことが当てはまるということにもなりますけれども、同時に更に細かい分野を見てみますと、その中でも多様なものがございます。

そういった意味で、各々その具体的な事業分野、これは特に最近のグローバルな競争状況その他から考えまして非常にダイナミックに今動いているわけでございますので、そういった具体的な事業者が事業を行つてゐる事業分野、これに沿つて考えていくということをございますので、ややそういう概括的な形でこの分野全体が過剰供給分野であるというふうに考えていくのではないというふうとでござります。

○松井孝治君 個別の支援決定に当たつては、恐らくある一定の会社のこういう事業部門についての債務の受け取り方などをどうするかという問題になつてくるわけでありまして、そうすると非常に個別個別の案件ごとにその事業がどういうものを作つてゐるかということを審査されなければいけません。

けないので、それについて概略的に、鉄鋼業は一般的に対象にしないとかいう議論をしても恐らく余り意味はないということは分かっているつもりなんですね。

ただし、恐らく鉄だつたら鉄で具体的に、今、林局長がおっしゃった議論をしていくと相当程度、これは何か客観的な基準を作られるといううことですから、相当程度の事業は実は過剰供給構造にあるのは事実だと思うんです。例えば鉄の中です、ですね、あるいは繊維でもそうだと思います。じゃ、その繊維を扱っている個別のどこかの企業の事業はどうかと見たときに、いわゆる繊維といつもいろいろあるし、ひょとしたら繊維以外の食品もやっているかもしれないし、そこのミックスで見なければいけないんですね。

いずれにしても、これ、私、非常に難しいのは、日本がこれだけ過剰供給構造、日本経済全体が相手は、さつき大臣がおっしゃつたわゆるゾンビ復活みたいなものを対象としているんだということになつたときに、本当にその機構は何を対象としているのか、国民から見たら非常に分かりにくくなつていて、この機構が扱うものには、さつき大臣がおっしゃつたわゆるゾンビ復活みたいなものを対象としているんだということになつたときに、本当にその機構は何をやれるんだろうか。それは非常に私、今の答弁を聞いていても分かりにくいと思うんですけれども。

大臣、じや機構というのは過剰供給構造にあるものは対象にしないということになると、どんな産業分野を対象にするというイメージなんですか。ちょっとこれはやっぱり国民に対して分かりやすく説明していただきたいんですけど。

○國務大臣(谷垣禎一君)　過剰供給構造を助長しないという意味で事業担当大臣の御判断を伺つたりいろいろするわけありますけれども、例えば、出口でスポンサーをどう考えるかというようなときに、同種業者というのは有力なスポンサー候補である場合が多いのではないかと思います。例えれば、過剰なところであつてもスポンサーをそういう

うところに求めるこことによって過剰を少しでも減らしていくというような方向があり得るのではないか。ちょっと舌足らずな御答弁ですけれども、そういう手法を幾つか積み重ねるということも大手ではありませんかと思つております。

○松井孝治君 しかし、それは過剰、全体的に例えれば設備が過剰だというようなときに、同一のライバル企業がある、で、過当競争していると。そこがそのまま別の事業者を例えれば買取るということを支援しても、それは過剰供給構造である限り、大臣がおっしゃったゾンビ復活ということになるんじゃないですか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 当然、過剰供給に当たるような場合には、スポンサーに買っていただくにつてもそれなりのやはり、何というんでしようか、手当てといいますか、再生計画において手術と申しますか、そういうことをしながらでないとなかなか買手が付かないんではないかと思います。そのまま、何というんでしようか、何にもせずに、ただ買い取つてもらつて、じや合併をせよと言つても、それは委員のおっしゃるように、なかなか過剰供給の是正にはつながらないだらうと思います。

○松井孝治君 ちょっと観点を変えますが、ゼネコン、建設というのは過剰供給構造にある業種と考えてよろしいですか。大臣。

○国務大臣(谷垣禎一君) これは個々の、個別企業を超えた判断でござりますので私の立場から言いいにくいけれど、たゞ、国土交通大臣の下でも、昨年暮れに、十二月十九日でしたか、その基準を作りましたときに、国土交通大臣の方でもその業界における基準を作つて発表していただきました。やはりあいうものを厳格に適用していくと、比較的我々はもうそこは明確に、国会の議論の中でも、いわゆるゼネコンは今回の機構の買取り対象にしないといふに理解をしているわけです。それは典型的な過剰供給構造の体質にある業種であるからといふに理解をし

ております。

そういうところについて、もし私の理解が違つていればあれなんですが、私は事前の政府側の説明から設備が過剰だというようなときに、同一のライバル企業がある、で、過当競争していると。そこがそのまま別の事業者を例えれば買取るという

ようなことを支援しても、それは過剰供給構造である限り、大臣がおっしゃったゾンビ復活ということになるんじゃないですか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 当然、過剰供給に当たるような場合には、スポンサーに買っていただくにつてもそれなりのやはり、何というんでしようか、手当てといいますか、再生計画において手術と申しますか、そういうことをしながらでないとなかなか買手が付かないんではないかと思います。そのまま、何というんでしようか、何にもせずに、ただ買い取つてもらつて、じや合併をせよと言つても、それは委員のおっしゃるように、なかなか過剰供給の是正にはつながらないだらうと思います。

○松井孝治君 ちょっと観点を変えますが、ゼネコン、建設というのは過剰供給構造にある業種と

考えてよろしいですか。大臣。

面積はむしろ増加傾向にあるわけです。また、地域的には大型店の新規出店により競争が激しくなった場合もあるわけでございまして、こうした

事情から一般的な意味では流通業は店舗が過剰である、あるいは過剰供給である、こういうことが言えると、こういうことで私が申し上げたところ

でございます。

しかし、流通業を統計上の標準産業分類でどうえましていろいろの基準でそれに基づいて試算をいたしますと、固定費比率が高くなるございません。これは、地域とかそれから、何といふことを内部で意思決定したことは、これはございません。これは、地域とかそれから、何といふんでしようか、その当該企業の在り方を個別に、我々は個別に判断しなければならないと思っておりますから、まず個別に判断することをございます。しかし、流れで申し上げました基準なんかを拝見しますと、なかなかこれはハードルが高いものであるなどという認識は持つております。

○松井孝治君 國土交通省が基本的に過剰供給構造にあると認識して事業再編などに向けての指針を作つてあるということを、私はこれはもう明らかに過剰供給構造にあるといふに判断していいと思うんです。

問題は、今、大臣はそこまではつきりおっしゃいませんでしたけれども、ハードルが高いとおつしやつたのはそういうふうに解釈しておられるんだと私は理解しますが、例えば流通というものは大臣どういうふうに。大臣、以前、衆議院の委員会、これは平沼大臣が御答弁されてることです

いいと思うんです。

○松井孝治君 両大臣の御答弁、ちょっと歯切れ悪いですよね。やっぱりタックスペイヤーの視点から見ると、ゼネコンや流通を今この機構が対象として支援決定するかどうかというの是非に関心を持つて見ていくわけです。下手すると、そういうものにこの機構使われるのじやないかと。そうしたときに、一般的にはとおつしやつたように、やっぱりそれは過剰供給構造にある。結局、ゾンビ復活みたいなものを助けて、その結果として生じる損失のようなものが相当程度見込まれる中で、これは国民の税金はそこに投入されるんじゃないかな、そういうことをやっぱり国民は懸念をしていると思います。

○国務大臣(平沼赳夫君) お尋ねの流通業についてですけれども、消費が低迷をして売上げが減少して店舗数や就業者数が減つておりますが、店舗

てゾンビ復活をしないんだと、そういう理念できつと整理をしていただかないと国民的に理解を得られないんじやないか。結局、政治的な配慮で、

この局面では個別企業を挙げるのは避けさせていただきますが、どこかの流通やゼネコンの救済をするんじやないか、それに使われるんじやないかという懸念があるということは是非御認識をいただきたいと思います。時間がありませんので、時間がありませんので、時間がありませんので、

答弁は結構です。

それで、その流通なんですが、この活力再生法の方でダイエーという個別企業について認定を行つておられますね、もう一年ぐらい前でしようか。これについて、再生計画で記載された事項と今実際のその事業再構築の計画の進捗状況、これは大臣、どのように評価をしておられるでしょうか。

○国務大臣(平沼赳夫君) ダイエーは昨年の四月に産業再生法の認定を受けました。事業面、財務面でのリストラによる有利子負債の削減と本業集中による営業力の回復を行う再建三か年計画を進めているところでございます。

そのダイエーの再建状況に關しましては、事業面、財務面でのリストラはおおむね計画に従つて着実に進んでおりますが、営業力の回復については率直に言つて厳しい状況でございまして、本年二月期の売上計画も下回つてているものと承知しております。

したがいまして、松井先生も御承知のように、

このような状況を踏まえまして、ダイエーは本年三月五日に子会社であるマルエツとの戦略的連携の強化等を含む新しい営業方針を発表したところであります。これは、ダイエー自身が自らの営業力への厳しい現状認識を表明した上で再建計画を変更、強化して営業力の強化を図ろうとしたものであります。ダイエー自身が自らの営業力への評価をしております。

この新しい営業方針というのは経営改革のための重要な第一歩でありまして、最終的なゴールと、こういうわけではなくて、より積極的な方策を検

討して実現を目指すことを私どもとしては期待を
してゐる三、二う、う大兄こうりま。

○松井孝治君 順調であるという、部分的にはそういう部分もおつしやいましたけれども、世間からどうかとは思いますが、およそ順調とは思われていない事例だと思いますね。

一つ伺いたいんですが、この産業活力再生法の認定というのは、その認定後の検証というのは法律上どういう仕組みがあるんですか。その何らかの検証を行われているんですか。法律上の仕組みがあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○副大臣（高市早苗君） 認定計画の実施状況についてましてですねけれども、現行の産業再生法におきましても原則年一回の報告を認定事業者に義務付けております。それから、主務大臣は、必要に応じまして追加的な報告聴取を実施できるというこ

とになっています。

今回の法改正につきましては、このような年一回の実施状況報告に加えまして、債権放棄を受けた認定事業者につきましては、計画の円滑かつ確実な実施を担保する観点から、四半期ごとの報告など特別なモニタリングを実施することにいたしております。さらに、認定計画の実施状況によりまして必要に応じて追加的な報告聴取を実施したり、それから認定基準に適合しなくなつたと認められる場合には計画の変更を指示したり、また認定の取消しを行うこととなります。

○松井孝治君 副大臣、具体的にダイエーについて経済産業省としてどういう措置を取られましたか、この一年間。

○政府参考人(望月晴文君) お答えいたします。
今、副大臣が御答弁申し上げた、法律上は年間に一遍そのチェックをするということになつておりますけれども、ダイエーの再建計画認定の際に、特に文書による指示で毎月一遍報告をしていただきたいということをお願いをし、その再建計画の実施状況について月一遍伺つてゐるところでござります。

○松井孝治君 分かりました

それは伺つておられるんなら結構だと思ひます
が、私が何で今ダイエーの個別事例を出している
かというと、こういう企業があつて、今、改正前
の産業活力再生法における認定を受けて支援を受
けている。それと併せて債権放棄まで受けている。
こういう企業がある。そういうものについて、例
えば今回的新しくできる機構が更に支援を、こちら
の産業再生法におけるいろんな支援を受けてい
ながらまだいろんな意味での結果は必ずしも芳一
くない、そういうものについて機構が引き受けける
支援をするというようなことはあり得るんでしょ
うか。これは今亘大臣。

○國務大臣(谷垣禎一君) 機構の側は、先ほど実は松井先生から歯切れが悪いというおしかりを受けたんですが、機構の側から、あらかじめこの事業は駄目、この企業は駄目、この業種は駄目といふようなことを一般的には申し上げる体制には、我々の機構は取つております。むしろ、具体的な持ち込まれたときの再生計画でいわゆる選択と

集中というようなものがどれだけできるか、それを通じて再生できるかというのが我々の基本的な観点でありまして、それで、そのときしかし、先ほど委員がおっしゃったように、過剰供給を助長しないということをしつかり理念として見据えて、いけ、それはそのとおりでございまして、そのためにその事業分野を所管しておられる大臣の御意見を見て聞くと、こういうことでございます。

ですから今の、個別の具体的な企業名を挙げがら

○松井孝治君　いや、そういうお答えだと思っていました。思つていましたが、国民的に言うと、改正前の産業活力再生法の支援を受けている、しかし芳しくない、債権放棄も受けている、そういうものを今度またこの新しい機構を作つてそこで支援するんじやないかという懸念があるのは事実なんですよ。別に、個別企業、個別事例についても、ちょっとそれだけではお答えはできないと思つております。

受けける受けないを機構ができる前から担当大臣が御答弁できるはずもないんですが、じゃ、どういう基準を作つてそういうものを、例えば一部の政治家が政治的圧力を加えた、あるいはこれは国民経済上非常に大きな存在であつてつぶすわけにいなかぬ、何とかしなきやいかぬというようなもし議論が出てきたときに、機構、株式会社ですし、それは損失が出たときには国民の血税で補てんされるわけですから、そういうものをどういう基準で排除するんだと、そこの基準をどういうふうに作られるかということを私は実は聞きたいわけあります。

そういう意味で、この法律の二十一条でしたですかね、支援基準というものの規定があります。ここで具体的に大臣、どういう基準を作られるんですか。そして、例えば今のダイエー、またダイエーという個別企業云々というのはもうこれ以降やめた方がいいかもしれません、およそ例え牵引手があるとは思えないようなものについて無理くり、ある意味で出口が見えない中で引き受けられるようなそういう議論が行われて、別に個別企業は例示ですからこれ以上特定の企業に対してどうこう言うことは避けますけれども、ただ、国民の視点から見れば、納税者の視点から見れば、引受手もなければ非常にこれは大きな企業でつぶせないということで支援決定が行われるようになりますが、あるのかないのか、ここが関心事項なんですよ。

ここについてきちんとした基準を書き込むのかどうか、法律上だけでははつきり読めませんけれども、どうでしょうか。

○國務大臣(谷垣禎一君) 支援基準に何を盛り込むかということになりますが、去年十二月に決定していただきた基本指針を基礎として定めることになるのですが、今その支援基準の中に主な内容として、まず対象となる事業者に関するものとされども、再生計画終了時点で生産性が向上し財務構造が改善すること、これが第一ですね。それ

受けける受けないを機構ができる前から担当大臣が御答弁できるはずもないんですが、じゃ、どういう基準を作つてそういうものを、例えば一部の政治家が政治的圧力を加えた、あるいはこれは国民経済上非常に大きな存在であつてつぶすわけにいがぬ、何とかしなきやいかぬというようなもし議論が出てきたときに、機構、株式会社ですし、それは損失が出たときには国民の血税で補てんされるわけですから、そういうものをどういう基準で排除するんだと、その基準をどういうふうに作られるかということを私は実は聞きたいわけであります。

そういう意味で、この法律の二十一條でしたですかね、支援基準というものの規定があります。ここで具体的に大臣、どういう基準を作られるんですか。そして、例えば今のダイエー、またダイエーという個別企業云々というのはもうこれ以降やめた方がいいかもしませんが、およそ例えれば

○松井孝治君 ありがとうございます。

○委員長(田浦直君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時二分休憩

○委員長(田浦直君) ただいまから経済産業委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、株式会社産業再生機構法案、株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○西山登紀子君 日本共産党的西山登紀子でございます。

いよいよ産業再生機構法の審議も今日が最終ということになつてまいりました。せつかく二十八日に参考人の質疑がございましたので、その参考人の質疑を通じて、まず谷垣大臣にお伺いをしたいと思います。

参考人にもうまいました。さすがに金融・証券界のプロとしてのお話でございまして、大変勉強になりました。中で、並々ならぬ、今度この機構の社長の就任の要請を受けたと、それをお受けするということについての決意の表明があつたわけですね。でも、まだ審議中の法案なんですから、その法案の先取りをして社長候補の決意を聞くという、私は少し複雑な思いがいたしましたけれども、それは齊藤氏の責任ではないと思つています。

事実上人事権というのは政府が握っているといふふに思つておりますけれども、齊藤参考人は私の質問に、九七年のいわゆる野村の総会屋に關係する事件に対して、社会に対する御迷惑をお掛けしたと、深く申し訳なく思つていると。で、自分はかかわつていなかつたと、最高幹部としての責任を感じて辞表を提出したんだと言われまし

た。そして、住友も野村も退職したので公正な立場に立てる、無色透明であると非常に強調されたんですね。大変立場を私は気にしておられたなと思うんですけれども、それは当然のことだと思うんです。

あの事件は非常に衝撃的でもございましたし、

今度、膨大な国民の公的資金を投入するというこの機構の責任者の人事ですから、国民の疑惑にどう説明をされるか、起用するのは大臣が人事を決めてお願いをしたということですから、大臣の責任があると思います。国会にもきちっと説明をしていただきたいと思います。

○西山登紀子君 今、西山先生のお話は、

要するに平成九年の野村証券のあのいわゆる総会屋事件とのかかわりはどうであつたかということでしょうか。

○西山登紀子君 大臣、齊藤さん自身がここにお

座りになつて、この委員会に、自分の九七年の事件については大変御迷惑をお掛けして深く申し訳なく思つています、だけれども自分はかかわっていない、責任を感じ辞表を投じたけれども、今度の機構の仕事については公正な立場でやつていい

たいという御表明、意思の表明があつた。そのことも含めて、大臣が社長就任の要請をされたわけですから、大臣がなぜこの人を選んだのかと、過去の経緯も含めまして、もちろん国民に責任、説明責任がおりじやないかと聞いています。

○国務大臣(谷垣禎一君) この機構のトップに立

つ方を人選するに当たりましては、一つは、今おつしやつた公平公正な社会からの信頼を得られる方でなければならぬと、これはもちろん一つでござります。それと、企業再生の言わばプロフェッショナルとしての視点といいますか、経験といいますか、それはまたマーケットから信頼を得られるかどうかというのと裏腹の問題だと思ひます。

○西山登紀子君 大島大臣もお辞めになるとか、かかわりは御本人は直接はなかつたと、こういうふうに私は理解しております。

○西山登紀子君 だから人選をいたしました。それで、齊藤さんは野村証券、それから住友ラ

イフ・インベストメントにお勤めになりまして、債券とか株式とか国債業務、あらゆるマーケットに精通しておられる、投資家としての幅広い視点も持つておられる、こういう方だろうと思いまして、私はベストな人選ができたのではないかと思つております。

それで、平成九年の総会屋事件、野村証券での

事件との関係でございますが、あの平成九年の三月に野村証券が内部調査結果を公表して明

らかとなつたわけですが、そこから火が付きまして、その後、第一勧銀や他の証券大手三社に波及した事件でございました。それで、当時は日本型ビッグバンが始まって間もなくの事件でありますので、不公正取引に対する世論の、世間の批判といいますか、極めて厳しいものがございました。

それで、これに対して野村証券としては、信頼回復と人心一新を図らなきやならないということ

で、この四月末に常務以上の取締役二十名以上が一斉退任されたというふうに承知しておりますが、むしろこういう人心一新と一斉退任、責任と人心一新を図るために常務以上が一斉に退社しようと、いうことを言わばリードされたのが齊藤氏であつたというふうに聞いております。

○西山登紀子君 齊藤さんは、長らく野村証券の主要ポストを歴任されまして、退任の直前まで証券取引審議会委員として日本型ビッグバンの積極的推進について業界内の取りまとめの立場にあつた方でありますので、それが終わらましたから、日本における資産管理業務の確立に尽力をされてこられました。そこで、こういう経歴や人物からマーケットと政策を調和しなければならない機構のトップとしては一番適切な方であると。そして、野村証券事件とのかかわりは御本人は直接はなかつたと、こういうふうに私は理解しております。

○西山登紀子君 大島大臣もお辞めになるとか、かかわりは御本人は直接はなかつたと、こういうふうに私は理解しております。

○西山登紀子君 だから人選をいたしました。それで、齊藤さんは野村証券、それから住友ラ

のため公正を欠くんじゃないかというふうなことは、常にそういう目で見ているということは考えておかなければいけないと思うんですね。こういふふに私は理解しております。

午前中の質疑なんかでも少し歯切れが悪いといふふお話をあつたんですけど、私も実はそう思つて聞いておりました。公正中立を担保するた

めに私、二つのことを聞きたいと思うんですね。

一つは、機構の職員の案件にかかわる問題なんですけれども、午前中もありました、銀行や証券会社からの出向者がその職員に加わらないと断言できるかどうか、これが一つ。それから、いろんな経過があつて、もちろんプロフェッショナルが入るわけですから、何らかの形で申請企業だけあるいはその申請している銀行に関係のあるような関係者はその案件に関与させないと、こう思つて聞いておりました。公正中立を担保するた

めに、大丈夫ですと言つだけじゃなくて、体制上、運営上のその公正や中立をどう担保するのかと、いうこともまた大臣がきちっとお話しにならないといけないと思うんです。

午前中の質疑なんかでも少し歯切れが悪いといふふお話をあつたんですけど、私も実はそう思つて聞いておりました。公正中立を担保するた

めに、大丈夫ですと言つだけじゃなくて、体

丈夫です、大丈夫ですと言つだけじゃなくて、体

ので、そういう中から専門の練達な方を来ていただきますと、今まで何らかの形で日本で行われた事業再生の案件と直接間接のつながりがある方がほとんどだというものが実態ではないかというふうに思うんですね。そうしますと、そこで透明性といいますか、公正、中立性をどう確保するかということになりますと、一つは今おっしゃった委員会の中立性ということになりますが、これは産業再生機構法で商法第一百六十条ノ二第二項といいうものを準用しておりますと、要するに委員会の決議に特別利害関係を有する委員はその決議に参加することができない、こういう商法の規定を適用しておりますとして、これをやはりきっちと厳格に適用していくことがまず第一かなというふうに思います。

それからもう一つは、先ほどの御議論でもあつたわけですが、会社の中のいわゆるコンプライアンスと申しますか、いろんな法令や何かを遵守しながら営業上の秘密なんかをきちっと、何といふんでしょうか、融通無碍なやり方ではいけないんであって、きちっと信頼を確保できるようなやり方をどれだけ厳格にやるか。これは先ほども御答弁申し上げたところでありますけれども、いろんな企業を見ましても、それぞれがインサイダー取引とか言われないためにいろんな工夫をしておりますが、なかなか厳格なのが事業再生、これ多分、一番、秘密保持ということも厳格でなきやならない、あるいはやつているときの利害関係といいうのも非常に厳しい分野だからだろうと思いますが、こういうものが民間で行われるレベルと比べて遜色のあるものであってはならないというふうに私は考えておりますので、これは議論してききつちりしたもののがやがてお出しできるだらうと思つております。

それからもう一つは、言わば透明と申しますが、公開性の問題でございまして、これは法上も、決定をしたときには、重要な決定をしたときには概要を明らかにしなければならないというふうに決められておりますので、それを遵守していくのは

当然のことではございますが、衆議院の方の附帯決議でも付けていただきましたように、それだけではなくて、どれだけやはり公開ができるか、これはもちろん取引上の秘密とかいうものはございませんから全部というわけにはいかないのも先ほども御議論したとおりであります。そういう透明性を図つて、できるだけオープンにして透明性を図つていくといふようなことが大事かなと思つております。

○西山登紀子君 最初に聞いた、銀行や証券会社からの出向者を入れないという問題はどうですか。

○国務大臣(谷垣禎一君) これは、役員、職員あらうと思いますが、役員の中には出向者は入りません。それで、職員に関しては、まだ言わばどういふ方々をあれども、来ていただくな十分詰まつておりますので、具体的に申し上げるわけには、だけの材料がないのですが、要は、先ほどのようないくつかのコンプライアンス体制、こういうものをどれだけきちっとやっていくか、そして中でももちろんルールというものを作つて運用していくということが大事だと思います。

○西山登紀子君 それでは次に、産業再生改正法の質問に移りたいと思います。

四年前の産業再生特別措置法の制定のときに、この審議に私も参加をいたしました。反対をさせていただきました。本会議でも申し上げたところ、この法案というのは、一層の大量失業と雇用の不安、下請中小企業の倒産と廃業、地域経済の疲弊をもたらす、大不況を加速させるものだからということで批判をいたしました。さて、その後どうだったのかという、この三年半のこの法案の評価がまずこの改正に当たっては必要だと思うんですね。

そこでお伺いをいたしますけれども、この最新の認定企業の数、それからトータルでの従業員の削減計画はどうなつてあるか、また登録免許税の減免額の総額ですね、それがどうなつてあるかということ、局長で結構ですから、お答えください。

○政府参考人(林良造君) お答え申し上げます。
現在までに全府省庁ベース、当省だけではなくて政府全体として二三百件の認定が行われております。認定計画に基づく従業員の増減でござりますけれども、二月末の衆議院の際に集計いたしました二月末の時点の数字でお答えさせていただく方が混乱がないかと思ひますので、そうさせていただきます。

各省から公表された資料を基に全部足し合わせたわけでございますけれども、計画の開始時の合計が百四万一千人、それから終了時の見込み、これが九十六万六千人、トータル七万五千人の減少というふうになつております。

また、登録免許税の関係でございますけれども、これも各府省庁から公表されております認定事業の計画の資料に記載されております登録免許税の減免額を推計した結果でござりますけれども、これも衆議院での際にお答えした数字で申し上げさせていただきますと、百九十件ベースで約六百六十億円というふうになつております。

○西山登紀子君 そういう到達だということです。

三月二十日の本会議で、私が、こういうふうな雇用に与えた、これが雇用に与えた影響についてお聞きしたときの大蔵の御答弁は、産業再生法の認定業者において従業員数が御指摘のとおり減少していることは事実ですとお認めになつてゐる。「しかし」となつておりまして、「仮に事業再構築を先延ばししていたなら、より大規模な人員削減に結び付いていた可能性があり、計画の前後ににおける単純な従業員数の比較で雇用への影響を論じることは必ずしも適切ではない」とお答えになつてゐるんですね。減少の数はお認めになつた。しかし、雇用への影響は論じられないという態度を取つたわけでございます。

七万五千人もの労働者の削減についての、計画上ではありますが、全く私はそこに心を寄せるという思いが感じられませんで、非常に驚きました。官僚の方が作られたのかと思ひますけれども。

三年前の九九年の年間の失業率は四・七%、三百五十九万人とということで、失業率では〇・七%以上、失業者で四十万人以上の増加になっているわけですね。小泉内閣になつてもう二年余りになりますけれども、このデフレだ、失業だ、倒産というのは小泉内閣の固有名詞のようになつてゐるわけですね。

そういう状況にあるにもかかわらず、この法律の雇用への影響を率直にお認めにならない。さらに、先延ばしでいたらもっとひどいことになつていたんだぞなんということは、私はもう脅しの論理じやないかななどいうふうにすら思うわけです。私は、むしろやめていればこういった合成の誤謬というようなひどい状態はむしろ起こらなかつたと、むしろ私たちちはそういうふうに思つてゐるわけです。

そこで、配付資料を見ていいただきたいんですね。これは、いときました資料、衆議院で塩川議員もこういうふうな資料を作りまして、配付をいたしました。それに、当委員会では登録免許税のことが非常に関心になりましたので、右側に認定企業がどのような従業員の削減計画を、これ申請時ですね、出しているか、そして登録免許税はどちらくらい免免を受けているかということを併せて一覧表にしたものでございます。これは事務所のスタッフのメンバーがやりましたけれども、これは大変な作業でござります。

それをやってみると、どれだけの計画でどれだけの免許税、必ずしもリンクしているということではすべてありませんけれども、こういうことになりました。そして、トータルを見ていただきますと、登録免許税の合計は六百六十億でありますし、削減計画のところは若干、七万五千の数とは、その資料の時点が違いますから若干ずれておられますけれども、大きくは変わつております。この表では七万二千削減だということになつてお

五千という数は一つ一つの企業、ずっと見ていたいと思うんですね。一つ一つ企業がござります。いずれも三角印が付いています。ずっと付いています。めくつてもめくつても三角印が付いているんですね。特に、千台のもあれば八百台とか三千台とか大きいのもございます。四千三百というような大きなものございます。めくつてもめくつても黒い三角印が付いている。私は、これは、一人一人減らされる従業員というのは、これ生きている人間です。しかも、それには家族が付いているんですね。私は、単純な前後の比較では論じられないというような、そんな冷たい御答弁というのは本当にいたらないと言うのはそういうことでございます。一人一人の従業員の生計が懸かっています、そして家族が懸かっている、こういう問題だということですね。

問題は、この法律が、このように認定をする企業がすべて大幅な従業員の削減計画を出ししまして認定を受けている。おしなべて、こういうふうに私は累々たるしかばねというふうに、ちょっと極端に感情的にも思うわけですけれども、なぜそう思うかというのは、そういう地元でのいろんなお声も聞いてきたら本当にそんなんふうに思つてしまふわけですね。

再生法が正に多くの失業者を生み出していく、こういうふうな企業の認定をこのように全体としてやつてきた、これは明らかに失業者を生み出していく、雇用に大きな影響を及ぼしていたということは明らかではないかと思うんですけれども、大臣の御答弁をお伺いします。

○國務大臣(平沼赳夫君) 確かに、御指摘のように、三月二十日の本会議で私は今御指摘のような答弁をさせていただきました。大変お示しいただいたこの表にあるとおり、これが従業員の方々が減少をしているということは私も残念なことだと思っております。ただ、日本の経済がこういう厳しい中でやはり再生をさせなければならぬ、それは選択と集中をして、そして活力を呼び戻さなければならない、こうい

う観点でやらせていただきました。

大変、お役人のような言葉で非常に冷たく聞こえます。そういう答弁だったという御指摘がありますが、やはり通らなければならないそういう一つの道の中で本当に気の毒だったわけありますけれども、その間、例えば具体的な計画の認定に当たっては労使間で十分な話し合いを求める、こういうこともございましたし、そして、万やむを得ず離職を余儀なくされた方々に対しましては早期再就職の支援等のサーフィーネット対策もやらせていただいたわけであります。

ですから、おしかりを受けるかもしれません、もし、じゃ、こういうことをやらないでそのまま放置をしていたら、やはり可能性としてはもっと大きな厳しい局面もこれは想定されるわけでございまして、私どもとしては、この選択と集中を通じた経営資源の再活用によりまして競争力の回復、そして産業活力の再生、これを日指したものでございまして、中長期的に考えますと、やはり失業の予防と雇用機会の創出につながる、そういう思いで私どもはやらせていただいたと、こういうことでございまして、再度、大変職を失われた方に対しては私どもは残念だと、こういう気持ちを表明させていただいて、私の答弁とさせていただきます。

○西山登紀子君 国家が労働を保障するということが、憲法上のこれは責任になつてゐるんですね。労働者というのは労働権というのを持つていて、それを守るために何をすればよ

うか、お聞きしたいと思います。

○國務大臣(平沼赳夫君) お答えさせていただきます。

御指摘のように、これまで終了した経済産業省の認定案件十四件に限つてみれば、非常に残念なことに、実際の従業員の推移が結果的に計画以上に減少していると、こういうことでござります。

これは、大変残念なことでありますけれども、計画開始後の需要不足の深刻化、また予想以上のデフレの進行等のマクロ経済的な環境変化を受けまして、事業者の側で労働組合等と十分な話合いを行つた上でやむを得ず当初計画以上に希望者を募らざるを得なかつたと、こういう背景があると思います。また、従業員のサイドでも、やっぱり企業に見切りを付けて希望退職に応じたり自己都合退職に踏み切るといったことが行われた結果で思ひます。

これらの集計の結果でござりますけれども、申請時に三万二千七百十名だったものが終了時

に二万九千七百五十名ということで、二千九百六十名の減少、約九%の減少となつております。

○西山登紀子君 計画が終わつた件数でもこれだけ減つているということでございます。

産業再生法というのは、何度も申し上げますけれども、選択と集中を通じた経営資源の有効な活用によりまして事業者のボテンシャルを引き出しまして、そして競争力と産業活力の早期のV字回復を目指すものでございまして、企業体力の強化を通じて、これも先ほどの答弁と重複をいたしまけれども、中長期的には失業の予防、そして雇用機会の創出につながる、このように考えております。

再生法で認定された事業再構築計画での削減数は八社で七千二百七十五人でございますが、二〇〇二年三月末では、実際の企業全体の削減数といふのは一万九千七百五十六名、当初の七千二百七十五の二・七倍だということでございます。

○西山登紀子君 合成の誤謬というのは、前大臣の与謝野大臣が言われた私は名言だと思うんですけれども、一つ一つの企業がいいと思ってやったそのリストラという、リストラクチャリングといふのは必ずしも悪いことではないわけですからけれども、一つ一つの企業がいいと思ってやつたところに、しかしそれが合成の誤謬を引き起します。それが、国が国の施策として強引に押し進めた場合にどうんな悲惨な事態になるかというのは、今の事態がはつきりしています。失業者のそれこそ購買力も本当に減つていきますし、生きいく糧を買えき収入も得られることができないというよう

なことになれば、本当にまた経済のデフレの方向が深刻になつていくわけですね。人を減らすことばかり見詰めているとやっぱりうまく回つていかないと思います。

もう一つ、これは問題提起なんですけれども、私の地元に、京都に日産宇治工場というもののがございました。ございましたというのは、今はなく

なつてはいるということです。一九九九年の十月の十八日、私は忘れもいたしません、十月の十八日にゴーンという人が、本当にゴーンという人が、お昼休みに労働者を工場に集めまして、直接じやないですけれども、紙一枚配らないで、日産宇治工場は湖南工場に統合する、配置転換、工場はなくなる、閉鎖だと、こういうことを言つたんですね。それで、二時過ぎには地域の商店街の人をお呼びになつて、会社が、そのときも紙つべ一枚配らないで、もうこの工場は閉鎖だと。

一千五百人ほど働いておりまして、そこの日産プリンスはむしろ非常にうまくもうけていて、深夜でも操業して需要に追いつかないほどの生産ラインを持っていました。それでも、こっちに来いといふ形で労働者は泣く泣く涙をのんで単身赴任の道を選ばれた方もございます。私はそのとき男性の方にお会いしましたけれども、初めて男泣きに泣くということがございました。家族のために自分はどうしても日産を離れるわけにはいかないと、だから自分は一人湖南に行くけれどもというようなことなんですよ。こういう家族がばらばらになつていく、それもゴーンと強引にやるということで。

この日産の認定については、私もこんな日産を

認定することはないだろうなどということ質問い

たしております、最初この産業再生法の認定企

業にされるんじゃないかということがありまし

て、しかし、それはずっと遅れて、二〇〇一年の三月十九日に日産は認定を受けております。しかし、そのときの申請の計画は三万九百三十人を三万九百二十五人にするという、一部五人だけ減らしますよという事業計画で提案をしているんです、しかし、日産のグループ全体を見てみると、それこそ日産の例のリバブルプランなどを見てみますと、全体で二万一千人のリストラを三年計画を一年早めてやつちやうというような、そういう強引なことをゴーンゴーンとやつているわけですけれども、大臣に私が申し上げたいのは、認定を出すときには、その計画は非常に小さく、減少

する人数は非常に小さく見積もつて、しかし全体として大きなリストラをやつている、そういう企業背景もよく見ていただきたいということを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

今度の認定企業百九十八社の中に、中小企業は何件あるでしょうか。

○政府参考人（林良造君）二百二十一件のベースで申しあげさせていただきますが、中小企業を含む認定案件は五十七件でございます。大体三分の一程度が中小企業が関連、関与をしておるということであると思います。

○西山登紀子君 それで、大臣にお伺いしたいんですけど、調査室の資料を見させていただきますと、

この税制上の特別措置つまり登録免許税の軽減を受けた企業をずっと見ますと、百五十一件のうち中小企業は二十七件と、約十八%なんですね。

その軽減額は、先ほどお示しいただきました六百六十億円のうち中小企業はじゃ、どれぐらい軽減

され正在に、三年半のこの実績を見れば、この法律が大企業中心の支援策であったというふうに言えると思うんですけれども、大臣、どうでしよう。

○國務大臣（平沼赳氏君） 登録免許税に関しての

お尋ねでござりますけれども、この登録免許税と

いうのは資金の額に応じて課税されるために、

大企業においては課税額が大きくなる一方で、中

小企業においては当然課税額は小さくなる、そういう性格のものであります。したがいまして、産

業再生法に基づく登録免許税の軽減措置による軽減額も、大企業においては減税額は大きくなる一

方で、中小企業においては当然ですけれども軽減額は小さくなることになります。逆に、軽減され

た後の、元々資本金が大きいことから、課税額と

いうのは大企業においては大きくて、中小企業に

おいては小さくなっています。逆に、軽減され

た後の、元々資本金が大きいことから、課税額と

外重役みたいな形でこの再生計画を客観的に見ていただく。ただ、社長は、その業務執行と意思決定をつなぐ立場として、業務執行の責任者として社長だけがその委員会の中に入つて、あとは業務を担当する者は入らないという仕組みになつておりますので、要するに、意思決定とそれから業務執行という役割分担は私は明確になつておいます。

それで、こここの責任ということになるわけですが、これは全員取締役でございますので、先ほど申しましたのと同じように、当然その取締役としての善管注意義務や忠実義務というものがここに掛かってくるわけありますから、そういう当然その専門家として持つてある業務上の注意を欠いてこの計画を認定したとか、軽率に追認したとかというようなことになれば、当然商法上の取締役としての責任を負うということになると思ひます。

○広野ただし君 今日、午前中も直嶋議員からも

ありました、やはり商法上の責任の問題もありま

すし、私は、この再生委員会に丸投げをして、言

わばそこで決定をするというのは、これはある意

味で役所の知恵、官僚の知恵で、ある意味でもう

総無責任体制を作るためのものではないのかな

と思うですね。再生委員会、結局、佐々波委員会

のときも、何の責任も取らないんですよ、結局は

ね。

それで、今回も、この再生委員会の決定でもし

認定されましたということになつて、先ほども話

ありましたが、大手流通企業のように、何か一生

懸命再建をしておられる、だけれども何かうまく

いかなかつたと。そして、結局はまた法的整理に、

法的倒産、整理に入らなきゃいけないということになつた場合の責任というのは、結局何にも取ら

ないかんなど思つてますよ、再生委員会も社長も。

言わば、そういう全体的にだれが責任を取るかと

いうのは全然決まってないこことなるんではな

いかと、こう思つんですが、いかがですか。そこ

は短くとも。

外重役みたいな形でこの再生計画を客観的に見ていただく。ただ、社長は、その業務執行と意思決定をつなぐ立場として、業務執行の責任者として社長だけがその委員会の中に入つて、あとは業務を担当する者は入らないという仕組みになつておいますので、要するに、意思決定とそれから業務執行という役割分担は私は明確になつておいます。

それで、こここの責任ということになるわけですが、これは全員取締役でございますので、先ほど申しましたのと同じように、当然その取締役としての善管注意義務や忠実義務というものがここに掛かってくるわけありますから、そういう当然その専門家として持つてある業務上の注意を欠いてこの計画を認定したとか、軽率に追認したとかというようなことになれば、当然商法上の取締役としての責任を負うということになると思ひます。

○國務大臣(谷垣禎一君) まず、産業再生委員会

が全く無責任な形でないかというふうにおっしゃ

いますが、それはやはり違いまして、意思決定と業務執行をきちんと分けている。つまり、普通で

いえば取締役会というのもそういう本来意思決定

をするところであります。それから、業務執行は

社長が責任を持つて行うと。これは普通の会社組織でも分けているわけであります。むしろそ

うところを特化した委員会を作つたということ

で、こここの責任と権限が不明確ということはない

だらうと思います。

それから、繰り返しになりますが、先ほど申し

上げたような再生計画が必ずしも当初のもくろみ

どおりいかないということは、それはこういう事

案ですから、私は全くないとは申しません。その

ときに責任の、じや何は責任として問われるかと

いえ、忠実義務や善管注意義務を欠いて無用な

損害を拡大させたのではないかと、これは当然責

任の対象になると思います。

○広野ただし君 結局、公的資金でやることの難

しさというのは、例えば債権を買い取るときに、

余りにも安く例え買いたたくということになる

とまた一つの批判になるでしよう。また、物すご

く高く買った場合には、いや、簿価との関係でどう

なんだと、また、これまた批判の対象にな

る。それをまた売却するときにも、これ安く売つ

て赤字が出たならば、やはり負担が増えるから批判

が出る。そしてまた、余り高くもう売り過ぎると、

果たして本当にどうなんだというようなことで、

どちらにしても公的資金のところの問題というの

は、そういう税金が入りますから非常に大きな問

題を起こすんですね。

ですから、私は、やはりこういうところは、再

生ビジネスと、いうものをちゃんと作つてやつていく。

債権を商品化をする、証券化をするというような

ノウハウですか、またアドバイザーですかコ

ンサルタントですか、あるいは投資顧問会社を

作つていく。それで、一番大事なのはやっぱり格

付だと思いますよ。格付というものをきちっと

して、この証券化をしたものは非常にハイリスク

だけれどもハイリターンなものだというような格

付をすることによって投資家がちゃんと入つてく

る、これによって要するに直接金融の道が開ける

わけですね。そういうことをやらないでやつてい

くといふところに私は非常なやつぱり問題がある

んだと思うんです。

しかも、ここに公的資金を、再生機構を作るこ

とによって再生ビジネスの芽をやはり摘むんでは

ないかという懸念を、今日午前中からもあります

た。やはり、ちゃんと育つてくるものを、私は規

制改革をして、そしてそういう取引市場、流通市

場を作つてやっていくことがやっぱり王道だと思

うんですね。そういうことをしないでやつてい

くことによって要するに直接金融の道が開ける

わけですね。そういうことをやらないでやつてい

くことあるじゃないかと、規制緩和をしたりマ

ケットを作つたりというのも、私は確かにそだ

とあります。別な言い方をすれば、金融や何かに

して、もつと別のビジネスモデルが今の時代に

は求められているんじゃないかなと、いうようなこと

になるんだろうと思うんですね。

これは、どちらが卵か鶏かというようなところ

がございまして、私も、確かにこういう今いろいろ

な経済の中で、民間の中で広野先生のおつ

しやつたようないろんな胎動があつて、そういう

ことをもう少しきなと思って、いろんな

工夫や何かがあつて胎動あることは事実だと思います

ます。我々の機構がやりますことは、全部をそれ

を身代わりにしてやつてしまおうというんではな

しに、喧嘩同時といいますか、内の方でこつこつ

とくちばしでたたいていますから、外から卵の殻

を割るような形をしてうまく市場を作つていくよ

うな、今この結晶ができるつあるのばつと周り

に固まるようなことができれば、この機構は非常

に成功したと言うことができるんじゃないかなと思

います。

ただ、確かにそれはどちらが先だというよう

議論がありましてなかなか難しいことであります

けれども、それをを目指して頑張らなきやいかぬ

だと、こんなふうに思つております。

○広野ただし君 例えは不動産でも、これは

ちょっと分野は違いますけれども、不動産の証券

化ということをやはりやるために、不動産協会が

非常に知恵を絞つてREITというものをやつて

いたわけですね。ですから、これも金融商品の

証券化というものをやつぱりやつていく、そして

直接投資家からお金を集めるということをやつて

いくことが正に王道であつて、そこのことを一方

ではやらないで、官製の、国の闇魔大王を作つて

いくというのはやっぱり非常におかしなことをやつていくんではなかろうかというふうに思いますし。

もう一つは倒産関連法ですね。これは、倒産関連法というものを、民事再生法なんかは特に整備をして、これによつて今法的整理に行くのがもう

非常に増えて、一万八千件なり一万九千件の倒産件数のうち大体三分の一の方は、昔はもう本当に数百件、少なかつたんですけれども、六千件ぐらいいはこういう法的整理の方に来ているんですね。ですから、私はやはりしっかりといた、あるい

は私の整理もありますけれども、そういうのをやつしていくことが王道であつて、どうも駆け込み寺みたいなものを作つたからといって、私は本當に日本経済の根本的な治療策にはならないのです。

ないかと、こう思つております。最後に平沼大臣の御見解を伺いまして、終わりたいと思います。
○國務大臣(平沼赳氏君) 先ほど谷垣大臣からも

答弁がありましたがけれども、やはり今の御質問と
いうのは非常にポイントをついておられると思いま
す。

それで、私どもといふのは、産業再生機構といふのは、再生の可能性があるにもかかわらず、民間だけでは再生が困難な事業について、産業と金

融が一体となつて再生しようとする動きを政府として強力に支援する、そのために設立されたものであると、このように認識しております。

機構の運営に当たりましては、産業再生は民間主体で進められることが望ましいとの基本的な考え方の下で、民間の英知と活力を最大限活用して

いくこととしておりまして、したがつて民間の企業再生ビジネスのチャンスを奪うものではなくて、むしろ民業を補完するものであると、こうい

うふうに当面私は思つております。
こういつた認識の下で、産業再生法の改正法案
におきまして、実は企業再生の主な担い手である

御指摘の企業再生ファンド、これについては、その有限責任性を確保しまして、投資家にとって投資しやすい制度も整備をいたしました。また、改

正案では、再生ファンド事業として財務内容が悪化している企業の金融債権を取得、保持することを認めておりまして、民間における債権取引を前提とした制度になつております。

さらに、もうよく御承知のことだとは思いますが、けれども、日本政策投資銀行や中小企業総合事業団からこれらの再生ファンドへの出資を行い、民間からの資金の量的補完を行うことにして、いるわけでございまして、今後、この企業再生のビジネスチャンス、こういうものをどんどん大きくしていかなきゃいかぬと思つておりますし、そのための人材も育成をしていかなきゃいけない。そういう形で、一つの、谷垣大臣が言われましたように、これからそういうものを本格化するその前段階として補完をする意味でやることに意味があると、このように思つております。

○広野ただし君　どうもありがとうございました。

○委員長 田浦直君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、片山虎之助君、近藤剛君及び小宮山洋子君が委員を辞任され、その補欠として森元恒雄君、吉田博美君及びツルネンマルティイ君が選任されました。

これより三案を一括して討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べいださいます。

○西山登紀子君 私は、日本共産党を代表して、産業再生機構法案とその関係整備法案並びに産業活力再生法改正案に対する反対討論を行います。

まず、産業再生機構法案と関係整備法案についてです。

反対の理由の第一は、産業再生機構が、過剰債務に対する銀行の債権を政府保証の資金で買い取

ることにより、銀行が本来負うべき企業再生のリスクを肩代わりし、最終的に損失ができれば公的資金、国民の負担で穴埋めする仕組みだからです。

質問で明らかになりましたように、非メーン銀行だけではなくメーン銀行からも買い取る要管理債権中心と言ひながら、波瀾懸念先債権も導入する

構への拠出金で十兆円の不良債権を購入してもらひ、二欠負夫を国民に押し付ける土祖みであるこ

第二に、不良債権処理加速策の一環として打ち出された産業再生機構は、不良債権の査定を強化とは明らかです。

させ、銀行に対しても不良債権処理の加速に拍車を掛け、過剰債務企業の選別、切り捨てを迫る受皿としての役割を担うもので、産業再生の名の下に

多くの企業を破綻に追い込むものだからです。これでは産業再生どころか、産業に対する破壊的な作用を促進する触媒の役割を果たすことにならぬ。

ります。また、産業再生機構が再生支援する企業においても、強力なリストラが推進され、ここでも労働者、中小企業に犠牲が押し付けられること

は明白であります。
次に、産業活力再生特別措置法改正案について
です。

反対の理由の第一は、企業のリストラ計画を政府が認定、支援する事業再構築計画の制度を含めて延長するものだからです。

産業再生法施行以来の三年半の間に、七万人以上の人減らし、リストラ計画が認定され、その支援のために六百六十億円も登録免許税の減税が行

われてきたことを質問で明らかにいたしました。

資源再活用計画、いわゆる他力再生の営業譲渡ま
ん。

認定企業に対する税制上の優遇税制の対象を、
で拡大することは、大規模なリストラを促進する
ものだからです。

リストラされる労働者への退職金の割増し部分などを追加することは、希望退職の名によるリストラを促進させるものにはなりません。企業の税負担を軽減し、人減らしそのものを国が支援するなど、到底容認することはできません。また、過剰構造から共同設備廃棄を認め、事実上の官製の不況カルテルを認める結果、中小企業や下請企業、地域経済が更に切り捨てられることは明らかであります。

不良債権処理の加速策を撤回し、日本経済の主役である中小企業の経営を支え、国内総生産の六割を占める個人消費を温める政策に転換してこそ、経済再生の道も開かれる改めて指摘しなければなりません。

なお、産業再生機構法案の衆議院での修正部について、雇用への配慮など評価できる点もありますが、機構の本質を変えるものではないことを表明して、反対討論といたします。

○委員長(田浦直君) 他に御意見もないようですから、三案に対する討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

まず、株式会社産業再生機構法案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(田浦直君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて可決すべきものと決定いたしました。

木俣佳丈君から発言を求められておりますので、これを許します。木俣佳丈君。

○木俣佳丈君 私は、ただいま可決されました株式会社産業再生機構法案に対し、自由民主党・保守新党・民主党・新緑風会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読します。

て適切な措置を講ずべきである。

一 事業の再生については、市場における企業

の自主的な取組を尊重することを原則とし、

産業再生機構（以下「機構」という。）が事

業の再生支援の決定を行つに当たっては、過

度の介入により安易な企業の延命を図ること

のないよう、公正かつ中立的な観点から判断

を行うものとすること。

二 機構は、事業者が、労働者の理解と協力を

得て、事業再生計画を策定及び実施している

か等、関係労働組合との協議の状況について、

十分な確認を行ふものとすること。

三 機構は、支援基準を運用し、事業の再生支

援を行うに当たっては、中小企業者の事業の

実態等を勘案し、支援基準の運用に当たって

も、機構による再生支援を中小企業者が十分

活用し得るよう努めるものとすること。

四 事業所管大臣は、事業分野別支援基準を作成する際、及び個別事業の支援決定において

機構に意見述べる際には、機構の中立的立

場を阻害することのないよう配慮しつつ、対

象事業者の属する関係事業者の意見等を踏まえ

て実施するものとすること。

五 産業再生委員会の運営に当たっては、経営者を代表する者及び労働者を代表する者の知見がそれぞれ反映されるようにするものとす

ること。

六 機構は、事業の再生支援を行うに当たり、過去に金融機関等から債務の免除等の支援を受けたことがある事業者については、基準に基づき厳正に判断する等、事業者のモラルハガードを招かないよう努め、あわせて、機構の損失拡大の防止に十分配慮するものとす

ること。

七 政府は、業務の運営の透明性を確保するため、支援基準について可能な限り具体的に定めるよう努力するとともに、機構は、企業秘密に配慮しつつ、債権の買取り及び処分について、積極的に情報の公開に努めるものとす

ること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田浦直君) たまたま木俣君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田浦直君) 多数と認めます。よって、

木俣君提出の附帯決議案は多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、谷垣産業再生機構(仮称)担当大臣。

ただいまの決議に対し、谷垣産業再生機構(仮称)担当大臣から発言を認められておりますので、これを許します。谷垣産業再生機構(仮称)担当大臣。

ただいまの決議に対し、谷垣産業再生機構(仮称)担当大臣から発言を認められておりませんので、これを許します。

業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案に對し、自由民主党・保守新党、民主党・新緑風会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読します。

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 産業の再構築に伴う失業の予防等雇用の安定に万全を期すため、労働者の保護に関する問題については、引き続きその対応の在り方について検討すること。

二 不良債権処理の加速化により、企業の倒産・整理が高水準で推移することが予想されることから、労働債権が労働者のセーフティネットとなり得るよう、その対応の在り方にについて検討すること。

三 産業の再構築に伴う失業の予防等雇用の安定に万全を期すため、労働者の保護に関する問題については、引き続きその対応の在り方について検討すること。

四 産業の再構築に伴う失業の予防等雇用の安定に万全を期すため、労働者の保護に関する問題については、引き続きその対応の在り方について検討すること。

五 産業の再構築に伴う失業の予防等雇用の安定に万全を期すため、労働者の保護に関する問題については、引き続きその対応の在り方について検討すること。

六 産業の再構築に伴う失業の予防等雇用の安定に万全を期すため、労働者の保護に関する問題については、引き続きその対応の在り方について検討すること。

七 産業の再構築に伴う失業の予防等雇用の安定に万全を期すため、労働者の保護に関する問題については、引き続きその対応の在り方について検討すること。

たいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたします。

○委員長(田浦直君) 公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

○木俣佳丈君 民主党・新緑風会の木俣佳丈でございます。

本日は、公正取引委員会の業務が内閣府に移管する、移管させるという法案でございます。正に公正ということであれば、政治は本当に公正でなければならぬ、そしてまた自由な発言も許されなければならない、そしてまた自由な発言も許されなければならないということでありますけれども、今般、大島農水大臣が、質問に先立ち一言官房長官に、質疑の通告はございませんけれども、御辞任をされるに至り、官房長官から、これは辞める必要がないんではないかというような御発言があつたかに聞いておりますけれども、これは事実でございましょうか。

そうすると、政治とお金の問題ということで、国会、先国会、先々国会、ずっと引き続いておられますけれども、これはどういうふうに理解したらいののか少し分かりませんので、通告にございませんが、御答弁いただければと思います。

○国務大臣(福田康夫君) これは多分、昨日の記者会見で記者から質問がありまして、それでそのときには話したことだと思います。

○国務大臣(福田康夫君) これは多分、昨日の記者会見で記者から質問がありまして、それでそのときには話したことだと思います。

確かに大島大臣として、ああいう秘書にまつわる不祥事が起きたということについて、いろいろ国会においても取り上げられまして、そして大島大臣も、私が、これはもう全く私個人の意見として申し上げただけれども、私が見ていく限り非常に誠実に対応していると、こういうふうに思いました。

ですから、そういう私が見ている限りにおいてはああいうふうに誠実に対応し、今後も恐らく続けていればそういう対応をしていくんだろうといふことを考えれば、ここで大臣を辞任するに値するものかどうかと、こういうように思つて、率直にその意見を申し上げたと、こういうことでござります。

○木俣佳丈君 率直な御意見は明快でよく分かりましたけれども、しかし、やはり今のお立場からすれば、やはり内閣のかなめである官房長官いらっしゃる福田先生がそのような御発言というのは、それは個人の意見としてはやはりないんではないかと、私は思います。

今日も朝六時ちょっと過ぎぐらいにJRの駅に立つておりますと、そこの売店のお母さんから、何で今辞めるんですかねと、こう聞かれたものですから、それはいろいろありますと、メンツもあって、予算が上がるまではというようなこともありますよねと言つたら、どういうことなんですかねと、分かりませんということを言わされました。

昨日も、私の後援者の方々と懇談したときにもやはり同様な御意見がありまして、これを辞める必要があるかないか、大臣自らがもう少し丁寧にだからその説明をしなければこれは分からないと私は思いますし、さらには、官房長官がそのように個人的に必要なといふことを思われたとしても、その必要ないということは、やはり国民は全く私は通つていなかつて申し上げた。

○国務大臣(福田康夫君) 確かにそれは、その事実関係について何が本当なのかということ、それを明らかにするのは、これは大島大臣もそうだし、そしてまた、もし疑惑があるならその疑惑の根拠を示さなければいけないということは、それは皆さん方にもあるんではないかというように思いました。

そういう中で私が申し上げたのは、大島大臣は本当に私は誠実に答えていたと思ったから、です

からそういう私の思いを申し上げたということだけではないよう思つてます。ですから、そういうことを全体的に考えて判断すべきだというのが我々の立場だと、うまいこと思つております。

○木俣佳丈君 この質問で本論に入りたいと思いますが、ただ、必要ないというのは官房長官の言ふうに思います。政治家の出處進退というのではなく、自分が決めることである、これは私も本当にそうだと思いますし、いや、秘書の問題のみならず、いろんなことを勘案されてお辞めになつたかもしれません。しかし、官房長官がそれを取つて必要ないと言うのは私は少し行き過ぎではないかと、いや、大いに行き過ぎではないかという思いがあります。それで、やはり基本的に当局の捜査というものがございまして、いや、もし疑惑があればということになりますが、どういうことで、やはりその前に必要ないと言うのははどうだろうか

もう結構でございますので。

それで、業務が管轄するということありますけれども、今、国民、日本全国全体に覆つていてるイメージというのは、官房長官やそしてまた委員長が、公取の委員長がお感じになるようなどのように感じているかというと、つまり、ちょっと不公平感を非常にあおつた時代だといふふうに思つてますので、その点については我々も大いに反省をし、また、そういうことにならないよう政策等では考えていかなければいけないといふふうに思つております。

今後そういうことがないという上に立つて、すますけれども、官房長官、どのようにお考えでしますか。

経済的に、要は一生懸命やつていれば何とか報われるかなというようなイメージが非常に薄れている世の中になつてます。例えば、頑張つていてあつたというようなこともおつしゃっていますし、そういうことがきっかけになつたのかなと、大島大臣自ら言つてます。ですから、大島大臣が自分の秘書の責任すべてを、監督責任と申しますが、それを考えてお辞めになつたということが、ただではないよう思つてます。大島大臣が自分の立場だと、うまいこと思つております。

○木俣佳丈君 この質問で本論に入りたいと思いますが、ただ、必要ないというのは官房長官の言ふうに思います。政治家の出處進退というのではなく、自分が決めることである、これは私も本当にそうだと思いますし、いや、秘書の問題のみならず、いろんなことを勘案されてお辞めになつたか

から、これが本当に私は理想的な社会だと思います。そうなつてほしいというためにいろいろと工夫もしていかなければいけない、特に政治をつかさどる者はそのことはよく考えてやらなければいけないことがあります。しかし、その結果、努力して報われないというその報われないという中身、これはいろいろな意味があるんだと思つてます。いろんな人がいるわけですから、それはそれぞれの価値観で考へるべきことであろうかと思います。

そういう上で、我が国が社会が、じや昔から比べて努力が報われないというよう思つてます。内閣府に移管していただきたいという今回のことをなつたかどうか。もしそういうことが今言われてゐるとなれば、これは私はやはりバブルの結果だと思います。バブルというのはそういう意味においては不公平感を非常にあおつた時代だといふふうに思つてますので、その点については我々も大いに反省をし、また、そういうことにならないよう政策等では考えていかなければいけないといふふうに思つております。

今後そういうことがないという上に立つて、すますけれども、官房長官、どのようにお考えでしますか。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 結論から申し上げますと、別問題かと思います。

内閣府に移管していただきたいという今回の法律のお願いは、二年前に中央省庁の再編が行われて総務省ということになつてはいるんですけど、それで何か実際の公正取引委員会の仕事を進める上で問題があつたということではございません。その独立性は独禁法で保障されているということもございまして。しかしながら、内外から、どうも座りが何かよく分からぬと、しつくりしてないんじやないかということが言われたと

具体的に、国内においても政府内部でもござい

ましたし、関係の経済界からもそういう提言も出

すか。

されている。現に、政府としてはおとしの骨太方針で、在り方の見直しをすべきであると、それから昨年の規制改革の計画でもよりふさわしい場所というふうなことも言われておりまして、やはり内外ともに公正取引委員会の言わば本籍地としてふさわしいところということは、やはりそういう御懸念を持たれないのでありますためには必要だということですございまして。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 公正取引委員会、できてから五十五年余りがたつておるわけでございますが、その長い時間、率直に申し上げまして、日本の高度成長といいますか、いわゆる官主導型のその高度成長という中で、公正取引委員会というのが期待されていたといいますか、その十分な活躍ができなかつたということはあつたと 思ひます。

お話しでありますけれども、実際には平成十三年度は二百八十六日、前年に比べて八十日増加をしていますと、法的措置までのこの時間です。二八十六日」というと大体一年間弱ぐらいであります

情報をいかに
発しなきやなり
いもして執行力
その二百、九か
に縮めるような
らぬというふう
○國務大臣(福
ましては、中小

かまえるかというその方法論を開示せんし、やつぱり増員等のお願いも高めていく、それから私どもも、月別掛かっているというものを更に努力をこれはやつていかなきやなに思つております。

一方、そのほえるほえないの話は、やはり私は私どものもちろん努力も必要でございますし、ただ、努力するためといつても、法律の言わば番人でござりますので、やっぱり法律上具体的な独禁法の執行力、抑止力の強化という観点から、やはりしかるべき道具といいますか、抑止力を高めるために何が必要か、執行力を高めるために、やはり厳しい行財政の中でも定員の増強等もお願いしたいしなきやならぬと、そういうことと相まって、ほえるほえないといいますか、そういう問題は努

しかしながら、この十年、十数年、世の中が変わっていると思っておりまして、その中でやはり競争政策とか公正、中立、自由な競争ということが大事であると、規制改革もしていかなきやならぬということがずっと言われてきているわけです。が、そういう中につつて、公正取引委員会は、そういう改めての何といいますか評価を受けて、頑張ってきているなどというふうに思っております。ただ、いかんせん、六百名ぐらいの体制でござるいまして、持つてある手段も限られておるという

長が先頭を切つて裁判に出でいかざるを得ない」と、これはもちろん公取の審判、審決とは違ひますけれども。そうしますと、大体、一年で大体つぶれます、その会社は。こういつた実情を見て、今のお答えでよろしいんでしょうか。これは委員長と官房長官と両方伺いたいんです。
○政府特別補佐人(竹島一彦君) 御指摘のよう
に、申告件数は四千七百という十三年度の数字、
そうですがござりますが、その中身で圧倒的に多い
が小売業における不当廉売、要するにお酒とかガ

廉売とか優越的地位の濫用行為等に関しては、從来からも事件審査部門を中心に体制整備を図つてきているとともに、迅速かつ適正に対処してきてはいるものと、そういう認識をしております。

今後とも、公正取引委員会において、関係方面の理解を得つつ、そうした問題に対応できるような体制整備を図るとともに、御指摘のような違反行為に係る具体的的事実に接した場合には適切に対応していくものと、こういうふうに承知しております。

○木俣佳丈君 それでいいと思うんですが、ただ、本当に大いにはえていただかなきやいけない。また、ほかの新聞でも、これは委員長のお言葉は非常に私も分かりやすいと思つておりますと。ペイとは割に合わないようにするということで、要するにそういうものを排除していくといふことと案内のように、繰り返しのリピーターですね、これは犯罪人もそうらしいんですが、リピートして行うものが多いというようなことや、世論調査でも、七割が今は不公正だと、市場が、全体が、というようなことも出ているという話がありますけれども、別の観点から見ていらっしゃって、今、公取の委員長になられて、今までにはこれよくやつていたといふに思われますか。公取はよくやつていたと、市場の番人というか番犬、番人として、番人としてやつていたというふうに思いましたして、この法律と直接は関係ないと。

ことで、そもそもが特に談合とかカルテルは密室性が高いので、そういう問題をきちと押さえることについて我々が持っている武器で本当に十分かどうかということは、あつたらと思いますが、その中で精一杯この十年ぐらいはやつてきてたんではないのかなというふうに思つております。

○木俣佳丈君 この十年ぐらいはやつていたといふことなんですが、例えば、年間の、いわゆる問題があるということで申告件数が平成十三年度が、聞くものもあれですので、四千七百三、平成十二年が二千八百七十八。不況になるほどこの増加率が増加しているわけでありまして、十二と十三で比べると六三%もこの申告の数が増えていくと、このようになつております。さらに、残念ながら、申告してから、いわゆる法的な、法的措置ですね、ここまで行くのが、その四千七百三のうち何と三十八しか法的な措置まで行つていないと、いうことであります。

時間がありませんので更に言えば、この掛かっ

ソリンが特に多いんでございますが、それが三千九百ございまして、それ以外の申告件数は七百七十件と。その中で三十件々といふ法的措置ということになるわけでございまして、それから時間も掛かっているではないかと、御指摘は私ども、そのとおり真摯に受け止めさせていただかなきやいかぬと。

ただ、言い訳になるかもしませんが、最近は、やはり被審人の方の、我々の調査の対象になる企業なり事業者のやはり権利意識といいますか、が非常に強くなっているという表れでもあるんですねが、なかなか、最後の最後まで粘られる方が多い、審判にもう持つていく方も多いということで、弁護士も当然付いていろいろ、正に御本人と離れてといいますか、プロ的なやり取りというのが非常に多くなる。それから、関係人が入札談合なんかの場合にはやつぱり数が増えてきていると、一つづぶしていかなきやならぬということがございまして、残念ながら九ヶ月強、平均では処理に掛かっているという実態もございます。

具体的に申し上げると、この体制面については、十四、十五年度、これは毎年三十六人ずつの増員、それまでは十人に足らない増員でしたけれども、三十六人という大幅な増員を果たしておりました。これは全体の六%増えているということになりますので、まあ世帯はそれほど大きくないんでありますけれども、そういうことについては今もう既に問題意識を持つて体制整備の強化に努め、今後もこの考え方は継続していきたいと、こう考えておるところです。

○木俣佳す君 全体が今地球規模の大競争の時代に入ると、日本も規制緩和がどんどん進まなければいけないと。こういうところで産業や雇用を増やしていくかなければならない。つまり、規制緩和がどんどん進めば、つまり自由化が進んでいけば、当然ながら自由になるわけで、野方団に自由といふことは、これは非常に不自由というか、消費者にとっても不自由になる可能性があるということことで、公取の方々が増員されるということは非常に好ましいというふうに思います。

ただ、今現在、公取の方々の味方になるわけではありませんけれども、六百十八名、六百名強でやつていらつしやると。アメリカを比べますと、千八百名でやつてているということでは、やはりなかなか私いかないという実情も理解できるようになりますので、是非、官房長官にお願いをしたいのは、増員をもう少し激にしていただきたいと、いうふうに御要望をしたいと思うんですが、どうでしょうか。

公認会計士、その他高度なエコノミストといったような外部の人材をこれからはできるだけ入れていいということに努力しなきゃならぬと思っていきます。現在でも四名、検事さん、それから判事含めておりますし、弁護士も二名ほど、幸い任期付きの採用というのができるようになりましたのですから、この四月にもまた追加して採用するというようなことでやつておりますけれども、これからもできるだけ、なかなかこれは条件の問題がございまして、ますますどうぞよろしくお申立てください。

員会の中でも知財基本法から始まって特許法の改正というのが掛かっておりますけれども、法律に特許はないんでしようけれども、しかしいかがなものかというよう思はんですが、こういったものは委員長はどういうふうに見ていらっしゃいますか。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 木俣先生始め、民主党から議員提案で下請法の大体同じような内容の法律が既に国会に出されて継続審査になつてます。これはどうぞお尋ね下さい。それと、

までの間、また機会を改めてきちんと御説明されたいだけれどと思ひます。

○木俣佳丈君 官房長官からも一言お願ひします。

○國務大臣(福田康夫君) 今、委員長も申し上げましたけれども、また国会においてもよく議論をなしていただいて、いい考え方を出していただきたいというふうに思つております。

○木俣佳丈君 終わりります。

○木俣佳文君　要らない役所がどんどん増えてい
事務当局とよく相談して、効率的でなきやいかぬ
けれども、体制整備については十分意を用いてま
りたいと思います。

○木俣佳丈君 今言われましたように、四名では、六百数十名のうちでありますので全く足りないと
と思つております。

するに敬意を表させていただきますし、私どももそれを、恐らく私の来る前から、去年夏に就任する前から公取は公取で勉強会をしていましたが、当然民主党の案というものを参考にさ

○総大蔵大臣　日本共産黨の総大蔵大臣です。
今日はせっかく官房長官おいでですので、法案
の質問に入る前にイラクの問題についてお尋ね
たいと思うんです。

ますので、ですからそこを削って公取に入れると
いうようなことが私は非常にいいんではないかと
いうふうに思いますので、御提案しますのでよろ
しくお願いします。

思います。だんだん弁護士の方々もどんどん増えていますし、余りつつありますので、そちらへどんどん入れると私はいいなと思っております。

独禁法を正に公取が独占しないように、元談じやなくて、独禁法を独占しているのが公正取引

するということには承知しております。それは、大いに敬意を表させていただきますし、私どももそれを、恐らく私の来る前から、去年夏に就任する前から公取は公取で勉強会をしていたようですが、当然民主党の案というものを参考にさせていただきながら検討してきているものと思いまますので、どうかせつから同じようなものでござりますから、是非御理解をいただいて御賛同いただきたいというふうに思います。

○総合議長先生　日本共産黨の総合議長です。
今日はせっかく官房長官おいでですので、法案の質問に入る前にイラクの問題についてお尋ねたいと思うんです。

戦争が長期化すると、そういう見通しが出てまいります。ブッシュ大統領自身、戦争の終結にはほど遠いとか、あるいはラムズフェルド国防長官自身が、この戦争が何週間、何か月掛かるか、統計からないと、そういうことを述べている状況があります。つまり、短期決戦ということで、そ

うに考えますと、先ほど委員長からお話をありましたように、実はかなりブロ化しているというお話をされました。が、そのとおりであります。実話は独禁法を見て、いざ、条文をいろいろ今修正をしなければなりません。このことについてもうまことに、一つの

委員会なんですね、これは非常に私いけない」とだと思いますので、是非市場化というか自由化していただきますようにお願いをしたいと思います。

いるということに承知しております。それは、大いに敬意を表させていただきますし、私どももそれを、恐らく私の来る前から、去年夏に就任する前から公取は公取で勉強会をしていましたようござりますが、当然民主党の案というものを参考にさせていただきながら検討してきているものと思ひますので、どうかせつかく同じようなものでござりますから、是非御理解をいただいて御賛同いただきたいというふうに思います。

○木俣佳文君 元祖としては非常に、いや、こちらを理解いただきたいということを私は申したいんですが、もちろん国会ですので委員長にお願いしてもしようがないんです。徹底的にやはり、あの中全く同じではございません。これはうまく

○総合 藤井　日本共産黨の総合議長です。
今日はせっかく官房長官おいでですので、法案の質問に入る前にイラクの問題についてお尋ねたいと思うんです。
戦争が長期化すると、そういう見通しが出でてきます。ブッシュ大統領自身、戦争の終結にはほど遠いとか、あるいはラムズフェルド国防長官自分が、この戦争が何週間、何ヶ月掛かるか、統べか分からないと、そういうことを述べている状況があります。つまり、短期決戦ということで、そういうことで呼ばれた戦争に長期化という見通しが出でているというのが現状だと思います。
小泉総理自身、いかなる場合においても武力行使を支持する、あるいは官房長官自身、アメリカ

大きなポイントは、実は審判に当たつてプロが実はなかなか入り込めないという事実もあるんですね、御案内のとおり。つまり、弁護士がその訴え側の代理人になつたりしてどんどん入つていけれ

も、時間がございませんけれども、実は今国会に閣法として下請代金支払防止遅延法というのが提案されておりまして、この三月の業務の概略についての中でも書いてあるわけでございます。ちょっとと言ふと、私文句を言いたいことは、私が

いに敬意を表させていただきますし、私どももそれを、恐らく私の来る前から、去年夏に就任する前から公取は公取で勉強会をしていましたがござりますが、当然民主党の案というものを参考にさせていただきながら検討してきているものと思いまますので、どうかせつからく同じようなものでござりますから、是非御理解をいただいて御賛同いただきたいというふうに思います。

○木俣佳丈君 元祖としては非常に、いや、こちらを理解いただきたいということを私は申したいんですが、もちろん国会ですので委員長にお願いしてもしようがないんですが。徹底的にやはり、あの中全く同じではございません。これはうまくできていますね、ちょっと変えて出てきているという。しかしそのちょっと変えたところが、官房長官、非常に大事な部分がありまして大いに、参議院先議でやらせていただくようになつておりますので、修正をさせていただきながら、やはりり

（綱大臣） 日本共産党的紹介です。今日はせっかく官房長官おいでですので、法務省の質問に入る前にイラクの問題についてお尋ねしたいと思うんです。

戦争が長期化すると、そういう見通しが出てきます。ブッシュ大統領自身、戦争の終結にはほど遠いとか、あるいはラムズフェルド国防長官自身が、この戦争が何週間、何か月掛かるか、統べてつかからないと、そういうことを述べている状況があります。つまり、短期決戦ということで、そういうことで呼ばれた戦争に長期化という見通しが出ているというのが現状だと思います。

小泉総理自身、いかなる場合においても武力行使を支持する、あるいは官房長官自身、アメリカとの関係は切っても切れない関係、そういうふうにおられるながら、いや、これは官房長官が言われてゐる会見なんですが、そういうふうにおしゃられられているわけですね。

で、その日本政府の武力行使支持という立場と

ば、もつと速やかに審判が行われるという事実は御案内だと思います。あの条文の中に「又は」と書いてありますから、つまりは、それは弁護士はなかなか加入れないというのが実際であります。別に僕も弁護士資格を持つておったり、弁護士の

主査で議員立法として、どうでしようか、もう二年前ぐらいでしようか、からいろいろ参議院の法制局と鉛筆なめなめやつて出させていただいた。なかなかつるしたまま下りなくて、先国会で理事のお計らいで答弁をさせていただいたというのが

するという事には承知しております。それは、大いに敬意を表させていただきますし、私どもそれを、恐らく私の来る前から、去年夏に就任する前から公取は公取で勉強会をしていましたが、当然民主党の案というものを参考にさせていただきながら検討してきているものと思思いますので、どうかせつからく同じようなものでござりますから、是非御理解をいただいて御賛同いただきたいというふうに思います。

○木俣佳丈君 元祖としては非常に、いや、こちらを理解いただきたいということを私は申したいんです、もちろん国会ですので委員長にお願いしてもしようがないですが、徹底的にやはり、あの中全く同じではございません。これはうまくできていますね、ちょっと変えて出てきているという。しかしそのちょっと変えたところが、官房長官、非常に大事な部分がありまして大いに、参議院先議でやらせていただくようになつておりますので、修正をさせていただきながら、やはり元祖の意見を是非聞いていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

最後の質問です、官房長官に。じゃ、委員長で。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 今日は内閣府移管法でございますので、また下請のときいろいろ

○総統大君 日本共産黨の総裁です。
今日はせっかく官房長官おいでですので、法案案の質問に入る前にイラクの問題についてお尋ねしたいと思うんです。
戦争が長期化すると、そういう見通しが出ております。ブッシュ大統領自身、戦争の終結にはほど遠いとか、あるいはラムズフェルド国防長官自分が分からないと、そういうことを述べている状況があります。つまり、短期決戦ということで、そういうことで呼ばれた戦争に長期化という見通しが出ているというのが現状だと思います。
小泉総理自身、いかなる場合においても武力行使を支持する、あるいは官房長官自身、アメリカとの関係は切つても切れない関係、そういうふうにお会見なんすけれども、そういうふうにおしゃられているわけですね。
で、その日本政府の武力行使支持という立場と、いうのは、長期化になつてもそれは変わらないのかもしれない、いや、これは官房長官が言われていたる会見なんすけれども、そういうふうにおしゃっているわけですね。
○國務大臣(福田康夫君) 私、切つても切れないかどうか、お尋ねしておきたいと思います。
関係と言つたですか。余りそういう文学的表現は使わないことになつてゐるだけれども。

方々に応援していただけてるわけじゃありませんけれども、やはりもつとプロの方々がその審判の中に入っていくような、そういう制度が私は必要だと思いますが、どうでしょうか、委員長。

○木俣佳丈君 今言われましたように、四名では、六百数十名のうちでありますので全く足りないと思ひます。だんだん弁護士の方々もどんどん増えていきますし、余りつつありますので、そちらへどんどん入れると私はいいなと思っております。

独禁法を正に公取が独占しないように、冗談じやなくて、独禁法を独占しているのが公正取引委員会なんですよね、これは非常に私いけないことだと思いますので、是非市場化というか自由化していくださますようにお願いをしたいと思います。

もう時間がございませんけれども、実は今国会に閣法として下請代金支払防止遅延法というのが提案されておりまして、この三月の業務の概略についての中でも書いてあるわけでございます。

ちょっとと言ふと、私文句を言いたいことは、私が主査で議員立法として、どうでしようか、もう二年前ぐらいでしようか、からいろいろ参議院の法制局と鉛筆なめなめやつて出させていただいた。なかなかかつたまま下りなくて、先国会で理事のお計らいで答弁をさせていただいたというのがありました。今回は、閣法からどんどん出てきて、さあどけというような感じでありますけれども、中身を見ますと、ほとんどこればかりじやないかというようなことでありまして、これは知的財産をばくられたと言つては、済みません、本当に模

するということに承知しております。それは、大いに敬意を表させていただきますし、私どもそれを、恐らく私の来る前から、去年夏に就任する前から公取は公取で勉強会をしていましたが、当然民主党の案というものを参考にさせていただきながら検討してきているものと思いますので、どうかせつかり同じようなものでござりますから、是非御理解をいただいて御賛同いただきたいというふうに思います。

○木俣佳丈君 元祖としては非常に、いや、こちらを理解いただきたいということを私は申したいんですが、もちろん国会ですので委員長にお願いしてもしようがないんです。徹底的にやはり、あの中全く同じではございません。これはうまくできていますね、ちょっとと変えて出てきているという。しかしそのちょっとと変えたところが、官房長官、非常に大事な部分がありまして大いに、参議院先議でやらせていただくようになっておりますので、修正をさせていただきながら、やはり元祖の意見を是非聞いていただきたいと思うんですねが、いかがでしょうか。

最後の質問です、官房長官に。じゃ、委員長で。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 今日は内閣府規管法でございますので、また下請のときいろいろと御議論いただけるものと思いますが、いずれにしても、いい法律であればいいわけでございまして、そこは十分に私どもの考え方も御説明させたい大いに、きちんと木俣先生が思っておられるようなことが実現できるように、私どもの方も

○総大尉 真木子　日本共産黨の総大尉です。
今日はせっかく官房長官おいでですので、法案の質問に入る前にイラクの問題についてお尋ねしたいと思うんです。
戦争が長期化すると、そういう見通しがでてります。ブッシュ大統領自身、戦争の終結にはほど遠いとか、あるいはラムズフェルド国防長官自身が、この戦争が何週間、何か月掛かるか、統べか分からないと、そういうことを述べている状況があります。つまり、短期決戦ということで、そういうことで呼ばれた戦争に長期化という見通しが出しているというのが現状だと思います。
小泉総理自身、いかなる場合においても武力行使を支持する、あるいは官房長官自身、アメリカとの関係は切っても切れない関係、そうおっしゃられるながら、いや、これは官房長官が言われて見る会見なんですから、そういうふうにお話をされているわけですね。
で、その日本政府の武力行使支持という立場というのは、長期化になつてもそれは変わらないのかどうか、お尋ねしておきたいと思います。
○國務大臣(福田康夫君) 私、切っても切れない関係と言つたですか。余りそういう文学的表現は使わないことになっているんだけれども。
○緒方靖夫君 十八日です、記者会見です。
○國務大臣(福田康夫君) ああ、そう。まあいざれ、それほどもかくとしてね。
この長期化、最初は短期に終了するという見通しであつたと、じや短期というのは一体どのぐら

○政府特別補佐人(竹島一彦君) やはり弁護士、

○木俣佳丈君 今言われましたように、四名では、六百数十名のうちでありますので全く足りないと思ひます。だんだん弁護士の方々もどんどん増えていますし、余りつつありますので、そちらへどんどん入れると私はいいなと思っております。独禁法を正に公取が独占しないように、元談じやなくて、独禁法を独占しているのが公正取引委員会なんですよね、これは非常に私いけてないことをだと思いますので、是非市場化というか自由化していただきたいと思います。よろしくお願いをしたいと思います。

もう時間がございませんけれども、実は今国会に閣法として下請代金支払防止遅延法というのが提案されておりまして、この三月の業務の概略についての中でも書いてあるわけでございます。ちょっとと一言、私文句を言いたいことは、私が主査で議員立法として、どうでしょうか、もう二年前ぐらいでしようか、からいろいろ参議院の法制局と鉛筆なめなめやつて出させていただいた。なかなかかかるしたままで下りなくて、先国会で理事のお計らいで答弁をさせていただいたというのがありました。今回は、閣法からどんどん出てきて、さあどけというような感じでありますけれども、中身を見ますと、ほとんどこればかりじゃないかというようなことでありまして、これは知的財産をばくられたと言つては、済みません、本当に模倣されたなどということで、これは今国会、この委

いろいろなことに承知しております。それは、大いに敬意を表させていただきますし、私どももそれを、恐らく私の来る前から、去年夏に就任する前から公取は公取で勉強会をしていました。どうぞざいます。が、当然民主党の案というものを参考にさせていただきながら検討してきていたものと思ひますので、どうかせつからく同じようなものでござりますから、是非御理解をいただいて御賛同いただきたいというふうに思います。

○木俣佳丈君 元祖としては非常に、いや、こちらを理解いただきたいということを私は申したいんです。が、もちろん国会ですので委員長にお願いしてもしようがないんです。徹底的にやはり、あの中全く同じではございません。これはうまくできていますね、ちょっと変えて出てきているという。しかしそのちょっと変えたところが、官房長官、非常に大事な部分がありまして大いに、参議院先議でやらせていただくようになつておりますので、修正をさせていただきながら、やはり元祖の意見を是非聞いていただきたいと思うんですねが、いかがでしょうか。

最後の質問です、官房長官に。じゃ、委員長で。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 今日は内閣府移管法でございますので、また下請のときいろいろと御議論いただけるものと思いますが、いずれにしても、いい法律であればいいわけでござりますので、そこは十分に私たちの考え方を御説明させさせていただいて、きちんと木俣先生が思つておられるようなことが実現できるように、私どもの方でも法的な検討をいたしまして御提案申し上げていい

○総方靖夫君　日本共産黨の総方靖夫です。今日はせっかく官房長官おいでですので、法案の質問に入る前にイラクの問題についてお尋ねしたいと思うんです。

戦争が長期化すると、そういう見通しが出てきます。ブッシュ大統領自身、戦争の終結にはほど遠いとか、あるいはラムズフェルド国防長官自分が、この戦争が何週間、何ヶ月掛かるか、統べか分からないと、そういうことを述べている状況があります。つまり、短期決戦ということで、そういうことで呼ばれた戦争に長期化という見通しが出ているというのが現状だと思います。

小泉総理自身、いかなる場合においても武力行使を支持する、あるいは官房長官自身、アメリカとの関係は切っても切れない関係、そういうつしやられながら、いや、これは官房長官が言われていたる会見なんですけれども、そういうふうにおつしやられているわけですね。

で、その日本政府の武力行使支持という立場というのは、長期化になつてもそれは変わらないのかどうか、お尋ねしておきたいと思います。

○國務大臣(福田康夫君)　私、切っても切れない関係と言つたのです。余りそういう文学的表現は使わないことになっているんだけれども。

○総方靖夫君　十八日です、記者会見です。

○國務大臣(福田康夫君)　ああ、そう。まあいざれ、それほどもかくとしてね。

この長期化、最初は短期に終了するという見通しであったと、じゃ短期というのは一体どのぐらいのこと短期と言うのか。じゃ今、もしかするといふことを短期と言うのか。じゃ今、もしかするといふことを短期と言つたのです。

と長期化するかもしれないという、じや長期というのは一体どうなのか、何か月なのかそれとも何年なのかということもありますので、非常に漠然とした議論なんですね。

ただ、イメージとして、割合これは早く終わるかもしだぬというようなことで、そういう期待も含めて短期というようなことを言われておつたかもしれません。始めてみると大体こういうことなんだろうと思いますけれども、実際はそう簡単に事は進まない。しかし、ブッシュ大統領の発言を見る限り、作戦は順調に進んでいるという言い方は今もしているようございますので、それを信ずるしかないと、我々としては信ずるしかないというようにまずは思っています。

いろんな情報を総合して、我々独自の考え方といふものをこれからだんだんと持つていかなればいけないんだろうというように思います。その

間、犠牲者がもうなるべく少ないと、本当に少なく、国民に対する損害も極めて少ないといふことが望ましいのは当然のこととございまし

て、そういうことでアメリカも作戦中においてそれができないといったようなこともあるのかもしれませんけれども、いざれにしましても、そういうことを我々は望んでおるということは、これはもう変わらない立場ではあります。

その上であって、これは質問何だったかな。

○緒方靖夫君 アメリカの支持、変わりませんか

ということです。

○國務大臣(福田康夫君) アメリカの支持、アメリ

カの支持につきましては、これは私どもの考

方は、今回の戦いというのは何かということ、原

点、これを忘れちゃいけないわけですね。質問の

原点を忘れちゃいかぬですけれども。この戦いと

いうか武力攻撃の原点は、やはり大量破壊兵器、

これをこの世界からなくすためにということが、

これが国際社会の一一致した意見であつたわけでございまして、そのことは決して忘れてはいけない。

ですから、この武力攻撃が中途半端な形におい

て終了して、そしてその結果、大量破壊兵器が残つてしまつたということは、これはこの武力攻撃を始めますので、分けて考えるべきだと思います。

クラスター爆弾とかそういうものを使うといふことは、きちんと整理されなければいけないということはある一定の成果を上げなければ、これはこの武力攻撃の意味がなくなつてしまつ、そして、じやめにあります。今まで一体何をしたのかという、こういうことに

もなりかねないことがあります。そしてまた、そ

の結果、大量破壊兵器が世界じゅうに拡散すると

いうことがないような、そういう国際社会を作り

上げるということが目的であるというように考

えておりますので、それはそういう観点から、この

武力攻撃はいつまで支持するかといったら、そ

ういう観点で考えるべきだと思っております。

○緒方靖夫君 結局、立場は変わらないといふこ

とをおっしゃられたと思うんですね。それで、切つ

ても切れない関係というのは十八日午後の参議院

の予算委員会での官房長官答弁でござりますの

で、そういう答弁を忘れられては困るということ

を述べておきたいと思うんですね。

大量破壊兵器をなくすために大量破壊兵器を

使つて民間の無辜の人たちを多数殺傷するとい

う、今そういうことが起きているわけです。私、

それが非常に大きな問題だと思います。クラス

ター爆弾使う、あるいはパンカーバスター使う、

あるいは劣化ウラン弾使う、やはりこういうこと

が許されていいのか、やはりこれは国際的にもう

禁止すべきそういう兵器だということで議論がこ

の間国連で起つてきました、そういう兵器を今アメ

リカ軍は使つてゐるわけですね。それについて批

判されると、いや、これは安全だ、害がないと言

うけれども、それは全然証明がないわけです。

私は、テロとの戦いにとつてもこうした戦争が

やはり逆効果になつてゐると、こう思ふんですけ

れども、その点について端的にお聞きします。

○國務大臣(福田康夫君) 戦争を長く続けるとい

うこととは、それだけ被害者も多くなるといふ

に思ひます。ですから、なるべく早く終結する

ことが望ましいということは、これはもう論

を待たないんですよ。その際に、損害を極力少な

くするような十分な配慮をしなければいけないと

いうことも同時にあらうかと思います。

そういうことも科学技術が発達したから可能に

なつたということで、第二次大戦なんかを見まし

ても、これはもう本当にそんなことを言つてられ

ないくらいたくさん的人が死んでしまつたとい

とこれはちょっと目的がちょっと違つようにも思ひますので、分けて考えるべきだと思います。

クラスター爆弾とかそういうものを使うといふことは、きちんと整理されなければいけないといふことは、この大量破壊兵器を、これを除去するた

めにあります。今まで一体何をしたのかという、こういうことに

もなりかねないことがあります。そしてまた、そ

の結果、大量破壊兵器が世界じゅうに拡散すると

いうことがないような、そういう国際社会を作り

上げるということが目的であるというように考

えておりますので、それはそういう観点から、この

武力攻撃はいつまで支持するかといったら、そ

ういう観点で考えるべきだと思っております。

○緒方靖夫君 結局、立場は変わらないといふこ

とをおっしゃられたと思うんですね。それで、切つ

ても切れない関係というのは十八日午後の参議院

の予算委員会での官房長官答弁でござりますの

で、そういう答弁を忘れられては困るということ

を述べておきたいと思うんですね。

大量破壊兵器というのは、これは不特定多数と言えども、同じような言葉になるか

もしそれぬけれども、これとは目的が違うんだといふことであつて、やつぱり国際法上の範囲の中で

米軍が使うのと、そういうことと関係のない大量

破壊兵器とは、これはちょっと性質が違うんだろ

うというふうに思つています。

○緒方靖夫君 米軍が民間人を殺傷するようなそ

ういうやり方、国際法に違反するやり方はあり得

ないとおっしゃられましたけれども、今現実に起

こつていることがそこだと思うんですね。実際に

米軍は民間人に危害を加えていると、そういう事

実があるということは幾つかの事例で認めている

わけですね。

それで、官房長官自身、戦争だから注意しても

避けられないことがあると、これは記者会見で

おっしゃられたことですけれども、民間人に被害

が及ぶということについてある意味では仕方がな

いと取れるようなこともおっしゃられているんで

すけれども、本当にそういうお考えなんですか。

○國務大臣(福田康夫君) 仕方がないかどうかと

いつたら、結果としてそういうことが起こつてしまつ

うと、こういうことであります。米英軍とも

民間人に對する被害は最大限に回避するという細

心の注意を払つて作戦行動をしている、だから非

常にまどろっこしいというところもあるんだろう

と思います。

戦争の現実というのは、やつぱり民間人に被害が発生するということはこれはあり得るわけですがありますので、極力この早期終結ということが望ましいという、そういう立場は変わりません。

○緒方靖夫君 官房長官、根本的に違つと思う

ですがね。私、バグダッドに行つたことがあるん

ですけれども、あそこに五百万ぐらい住んでいる

んですよ。そして、軍事目標とされるところと住

宅街というのは、地図を見ても分かりますけれど

も、そう識別できなんですね。そこに巡航ミ

サイル、トマホーク、バンカーバスターぶち込ん

だら民間に被害が出るのは当たり前なんですよ。

ですから、そんな、そんなことはあり得ないんで

すよ、戦争をやつてゐる限りは。ですから、私、

そのことをはつきりと申し上げておきたい。

それともう一つ、これは結局、この戦いといふ

のは元々、九・一一日後、テロと戦うということ

で、そしてアメリカに対する連帯というか共感と

いうか、それが世界じゅうから寄せられたわけで

すよね。ここに昨日付けのロサンゼルス・タイム

ズ、アーサー・シュレジンガー元ホワイトハウス

補佐官の論文があるんですけど、九・一一日

以後のアメリカへの共感と連帯のグローバルな波が

戦争によつてアメリカへの憎悪のグローバルな波

に変わつたと、こういう指摘があるわけですね。

私は、テロとの戦いにとつてもこうした戦争が

やはり逆効果になつてゐると、こう思ふんですけ

れども、その点について端的にお聞きします。

○國務大臣(福田康夫君) 戦争を長く続けるとい

うこととは、それだけ被害者も多くなるといふ

に思ひます。ですから、なるべく早く終結する

ことが望ましいということは、これはもう論

を待たないんですよ。その際に、損害を極力少な

くするような十分な配慮をしなければいけないと

いうことも同時にあるうかと思います。

そういうことも科学技術が発達したから可能に

なつたということで、第二次大戦なんかを見まし

ても、これはもう本当にそんなことを言つてられ

ないくらいたくさん的人が死んでしまつたとい

事実があるわけで、我が国だってそうだったわけですね。そういうことから比べると、それは細心の注意を払ってやるという、それだけのことはでありますようになったということは、これは一つあるんだろうと思います。

しかし、幾らそういうふうにしたって、イラク

○緒方靖夫君　いや、驚くべき議論ですね、官房の方で、Fセインかどうかということをしているかといつたら、民間の施設に軍事施設を持つっていたり、例えば病院の中に何かいろんなものを持っていてるとか、そういうふうなことを平気でやるところなんですよ。要するに、イラク、Fセイン自身がイラクの国民を損傷させることについて全く意に介していないという、その事実はよく考えていただきたいと思いますよ。どっちが非人道的かといつたら、はるかにFセイン大統領の方は非人道的だということじやないんでしょうか。そういうふうに客観的に判断していただきたいと思つております。

長官、どちらが非人道的か。いいですか、あれだけの軍隊を送って、やたらに空爆する、バグダッドを空爆する、それによつて生む被害、これを生んでいること 자체の方がはるかに残虐であつて、だから、いいですか、アメリカが花を持つて解放軍として迎えられるという、そういうことを盛んに言つてきたけれども、みんな反対に回つて、フセインが嫌いな人たちも自分の国を守れといふことをやつてゐるんですよ。ですから、そういう現実があるということ。

それから、配慮できないですよ、幾ら科学技術が発達しても、今だつて誤爆率が一〇%とアメリカ当局自身が認めてゐる、軍当局が。ですから、そういう戦争に日本が賛成している、結構だと、長期化してもその立場は変わらない、それはやつぱり大間違だということを述べておきたいと思

さて、法案について質問をしたいと思います。——あ、いいですよ、何かあれば、法案について質問をしたいと思います。

今回の法改正を見ますと、総務省の発足からわずか二年で公正取引委員会の所管体制を見直さざるを得なくなつたという点では、早くも省令再編の在り方が問われる、そういう問題だと思います。

そもそも、その中央省庁再編で、なぜ公取委を

それまでの総理大臣所管から総務大臣の所管に移行させなければならなかつたのか。また、省庁再編後、総務省の外局として公取委の取組について、その独立性とか中立性に支障となる事案があつたのかどうか。もし支障がなかつたのであれば、なぜ今内閣府に移行させる必要があるのかと、そもそもそういう根本的な問題を感じるわけですけれども、官房長官、その点ではいかがですか。

○國務大臣（福田康夫君） 公正取引委員会は、これは中央省庁等の改革が十三年の一月にございました。それで総務省の外局になつたなんでありますが、その後、我が国の経済構造改革を推進し、公正かつ自由な経済社会を構築することが政府の基

そういうふうな方針に基づきまして、特に競争¹市場監視の機能、体制の充実、そういうことを行つて競争政策を強力に実施すると、こういう閣議決定を行いました。

本方針となつたわけでございます。これは平成十三年六月の閣議決定でござりますが、今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針というもののなかで、競争環境の積極的な創造、

政策の重要性が昨今非常に増していると、こういふうな状況の中で、内閣府が規制改革の推進、消費者利益の確保等を担っていることなどにかんがみまして、公正取引委員会の位置付けについてよりふさわしい体制とするために内閣府の外局に移管させると、こういうふうになつたわけでござります。

○緒方靖夫君 そういうふさわしい改革になるかどうかというのは、実際の問題だと思うんですね。それで、私、公取委の機能強化という点でいうと、入札談合などの摘発でも、今後、独禁法違反行為に対する抑止力を高めるためにも、悪質な人

札談合については、積極的な刑事処分を含めて告発を行っていくという、そういう必要があると思うんですね。

あつて年々増加して、一〇〇一年度は九百件以上

に上った、そう聞いております。その一方、公取委が排除勧告などの法的措置を取ったのは同年度でも三十件程度にとどまっている。発注機関から通報件数に比べて公取委が排除勧告などの法的措置を取った件数が極めて少ない。その理由は何ですか。

○政府特別補佐人（竹島一彦君） 確かに数字は御指摘のようなことになつております。

問題は、ただ単にうわさとして、談合が行われていますよと、A社が落札するといううわさです。よどもとしては不十分でございまして、入札談合をきちんと立証するためには、どういう基本合意が

あつてだれとだれがそこに参加していたのかといふことを我々として解説しなきやいけないわけでございまして、ただ単に談合のうわざという程度では、私どもとしてはそのまま法的措置を取ることには結び付かないわけであります。率直に申し上げまして、通報はそういうことで九百件以上あるのでございますが、その中はどちらかというと、そういう伝聞情報的なものが圧倒的に多くて、かくかくしかけでこういう仕組みでこういう時期にこういう企業がやっていますよという具体的な証拠付きの情報というのは少ないわけでござります。私どもはやっぱりそれが必要でございまして、それをやはり自分たちでもまた努力し、取つていくと、いうようなことをやるものですから、法的措置という意味では、おつしやるようになin三十件余りで済んでおると、こういうことでございます。

○緒方靖夫君 情報が不十分だということは大きいにあると思うんですね。ただ、私、同時に、仕組みの問題があると思うんです。

それは、発注機関で策定する談合情報対応マニュアル、これがあります。国土交通省などの発注者は談合情報が寄せられた場合の対応マニュアル化、これを行っているわけですけれども、私はずっと国土・環境委員会の理事をやっておりましたので

で、それをよく見る機会がありました。例えば、業者から必ず事情聴取を行なうよう定められて、疑いのある業者に対して、談合の事実はありますかと聞くわけですよね。そうなつてはいるわけです。さらには、業者から入札談合を行わないという誓約書を取つて公取委に送付する、これを定めているわけですね。

こうした対応の在り方について公取委が研修用に作成した留意事項、これ私、見ました。それを見ると、これらの行為、つまりそんなことがありますとか、誓約書を書かせることとか、そういう行為が業者に談合通報を予見させ、証拠隠滅を容易にするなど公取委の審査活動の妨げになるおそれがあると書かれているわけですよ。これ、どういうことですか。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 確かに、何といいますか、不用意にそういう企業に対してもそういうことを聞いて相手に身構えさせるというようなことは、率直に申し上げまして私たちの仕事にマイナスになることがありますのでござりますので、したがつていろいろ、国土交通省の方でも談合がなかなかならないものですからいろいろと工夫されて、おつしやったマニユアルも改定つつやつておられるんですが、私どもとしては、やはりやつていただく場合には、例えば見積りを、内訳を比べてみるとか、よくあるのはそつくりのが出てくると、どうして共通しているんだというようなことから、そういう情報の方がはるかに物的証拠としては意味があるので、その辺までやっぱり深めた取組をしていただければ大変有り難いと。

相談をさせていただいていますので、これからも少しきつた少し掘り下げるような、ただ触るという意味じやなくて、そういう調査なりをしてい

ただくように私どもからもお願ひをしたいと思つております。

○緒方靖夫君 今、委員長、大事なことを言われたと思うんですね。やはりマイナスだと思うんですよ、おっしゃられたとおりですね。つまり、泥

棒を捕まえて、あなたは泥棒をしていますかといふことを聞くよろなものでしよう。しかも、相手は相当知能の高い泥棒ですからね。ですから、やはりマイナスなんですよ。

ですから、私はそう考へたときに、今相談されているとおっしゃいましたけれども、私は公取委の留意事項を踏まえたマニュアルの改定、もつときちっとした形で取締りできる、刑事告発の件数、

これは実際そういう事案があればそれは告発されるのは当然ですから、それがそういう実態に伴つて進んでいくような、そういう改善が必要だと思

うんですけども、相談されているのはその中身かもしれませんけれども、是非その改善をお願いしたいと思います。その点をお伺いいたします。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) やはり独禁法違

反事件を取り締まるのは公正取引委員会でございまして、私どもは、地方自治体にもそういう問題意識といいますか、やつてはいけませんよという未然防止のことについては大いにやつていただきたいし、指導もしていただきたいと思いますが、やはり法的措置につながるようなことについては、やはり公正取引委員会自体がそういう力を持たなければいけないんじやないかという、基本的

に、やつてはいけませんよという未然防止のことについては大いにやつていただきたいし、指導もしていただきたいと思いますが、やはり法的措置につながるようなことについては、やはり公正取引委員会自体がそういう力を持たなければいけないんじやないかという、基本的

に、やつてはいけませんよという未然防止のことについては大いにやつていただきたいし、指導もしていただきたいと思いますが、やはり法的措置につながるようなことについては、やはり公正取引委員会自体がそういう力を持たなければいけないんじやないかという、基本的

に、やつてはいけませんよという未然防止のことについては大いにやつていただきたいし、指導もしていただきたいと思いますが、やはり法的措置につながるようなことについては、やはり公正取引委員会自体がそういう力を持たなければいけないんじやないかという、基本的

に、やつてはいけませんよという未然防止のことについては大いにやつていただきたいし、指導もしていただきたいと思いますが、やはり法的措置につながるようなことについては、やはり公正取引委員会自体がそういう力を持たなければいけないんじやないかという、基本的

に、やつてはいけませんよという未然防止のことについては大いにやつていただきたいし、指導もしていただきたいと思いますが、やはり法的措置につながるようなことについては、やはり公正取引委員会自体がそういう力を持たなければいけないんじやないかという、基本的

に、やつてはいけませんよという未然防止のことについては大いにやつていただきたいし、指導もしていただきたいと思いますが、やはり法的措置につながるようなことについては、やはり公正取引委員会自体がそういう力を持たなければいけないんじやないかという、基本的

に、やつてはいけませんよという未然防止のことについては大いにやつていただきたいし、指導もしていただきたいと思いますが、やはり法的措置につながるようなことについては、やはり公正取引委員会自体がそういう力を持たなければいけないんじやないかという、基本的

○緒方靖夫君 最後です。

今おっしゃられたように、正に制度上の、そ

いう改革は是非やつていただきたい。それと併せて、今あることで私が指摘した、そして委員長がマイナスとおっしゃられたマニュアルの今の在り方ですね、これの改善も併せてお願ひしたい。その点、最後に。

○委員長(田浦直君) 竹島委員長、簡単に。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) はい。

マニュアルにつきましても、今年もやりましたけれども、今年といいますか、そうですね、十五年になつてからも相談しておりますけれども、こ

れからも引き続き国土交通省と協議をしてまいりたいと思います。

○緒方靖夫君 終わります。

○広野ただし君 国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の広野ただしです。

独禁法はやはり各種経済法の憲法とも言われる基本法だと、こう思つておりますし、その公

取はその番人ということで、非常に重要な役割を担つておられる、こう思つております。

自由党の方では、各種業法、各種事業規制の法

律、カウントしますと大体百七十本ぐらいあるん

です。業種全体を見ますと二百五十業種ぐらいが何らかの形で官が介入をするものになつており

ます。日本全体の経済活動は、自由主義国とはい

うものの、官がいろんな形で、特殊法人もありますし、今度は独立行政法人に移行しておりますけ

ども、そういうもの、またこの法、業法等のものを考えますと、大体四割から五割ぐらいは官が

何らかの形で介入をしている。これが果たして自由主義国家など私は思うくらいなんですが、そ

ういう意味で、ちょっとその御質問にはな

かつたんですが、私どもとしては今課徴金とか

刑事告発とかありますけれども、そういうふ

る抑止力で十分かということについて、制度上

より現行の体制となりました。これは二〇〇一年一月六日ということになります。委員会のこれまでの実績も踏まえて、その在り方、具体的な移行の必要性等について幅広に十分な検討を行つてきましたところでございます。

その結果、公正取引委員会は独立行政委員会として設置され、その独立性は独占禁止法上確保されておりますものですから、これは総務省に設置

されていますけれども、競争政策の重要性が増しておられます現在も内閣府への移行後も全く同様であります。

ではありますけれども、競争政策の重要性が増しておられます今日の状況において、内閣府が規制改革の推進、消費者利益の確保等を担つておられることがあらかんがみまして、よりふさわしい体制とするために、今般、内閣府に移行させていただくことにいたしました。総務省としても、今回の移行により公正取引委員会がその機能的確に發揮され、競争政策の一層の推進が図られますことを期待してのこととござります。

○広野ただし君 やはり内閣府の外局に持つておられた方が本当にいいことだと思いますので、この法律には賛成なんですが、やはり自由な競争を通じて日本経済の活性化を図り、またそれがひいては公正な利益を消費者にもたらすといふ意味で、独禁法のそれが根本だと思っておりま

す。

○広野ただし君 やはり内閣府の外局に持つておられた方が本当にいいことだと思いますので、この

法律には賛成なんですが、やはり自由な競争を通じて日本経済の活性化を図り、またそれがひいては公正な利益を消費者にもたらすといふ意味で、独禁法のそれが根本だと思っておりま

す。

○広野ただし君 やはり内閣府の外局に持つておられた方が本当にいいことだと思いますので、この

法律には賛成なんですが、やはり自由な競争を通じて日本経済の活性化を図り、またそれがひいては公正な利益を消費者にもたらすといふ意味で、独禁法のそれが根本だと思っておりま

す。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 御指摘のとおり

手の総務省ではどういうふうに今考えておられるのか、見解を伺います。

○大臣政務官(吉田六左エ門君) 広野委員の御質問にお答えを申し上げます。

公正取引委員会については、中央省庁等改革に

苦しみだ者とか、あるいはその中に巻き込まれて、どうも社会正義からいつてこれはおかしいといふ人からの告発といいますか、そういう情報というのはもう正に得た大事なものだと思うんですね。

それに対しても同じように制裁措置を講じますと、やっぱりなかなかちゃんと情報を提供されないと、そういうことで、欧米ではこれ、向こうでは司法取引というものが盛んですから、そういう場合の制裁減免措置といいますか、そういう情報もたらした人に対しての制裁減免措置、リニエンシーと言つていますけれども、そういう措置があるわけですね。それによつて的確に談合をつかまえられると、カルテルを解消させることができます。それで、私はこれはもう非常にやつぱり大切な制度だと思つうんです。

司法改革と非常に絡むことなので、独禁法だけでも、公取だけでできるとは思ひませんが、そのことについて公取委員長の見解を伺います。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 御指摘のとおり

欧米では、お隣の韓国もそうなんでございますが、そのリニエンシーという制裁減免措置、要するにカルテルに参画していた企業が、企業として実は私どもそれをやつておりますとしたということで、事件の解明に全面的に協力する、それもイの一番で來ると罰は与えませんといふものでござりますけれども、これが大変、アメリカ、EU、韓国で導入されて効果を上げている、非常に実効を上げているということでござります。

残念ながら日本にはそれがないので、今それだけやございませんが、リニエンシーだけじゃございませんが、課徴金も今までいいのか、それから、私どもは犯則調査権限というのを持つておらぬわけでござりますが、犯則調査権限をやっぱり持つべきじゃないかといったような論点が幾つか独禁法の基本にかかるところでござります。

これらを含めて、措置体系の見直しを今専門家を集めてやつておりますが、今年の秋ぐらいにはその研究会の報告をいただきたいと。それで具体

紹介議員 市田 忠義君 この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。	紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。
第八四七号 平成十五年三月十四日受理 中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願 請願者 群馬県新田郡笠懸町久宮二〇五 金子五郎外千九百九十三名	第八五二号 平成十五年三月十四日受理 中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願 請願者 鹿児島市吉野町三、二九九ノ一 西田しのぶ外千九百九十三名
紹介議員 岩佐 恵美君 この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。 第八四八号 平成十五年三月十四日受理 中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願 請願者 東京都清瀬市中清戸五ノ四〇ノ七 真壁正外千九百九十三名	紹介議員 小泉 親司君 この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。 第八五三号 平成十五年三月十四日受理 中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願 請願者 さいたま市大谷一、九七四ノ一ノ 四〇ノ二二二 橋爪利子外千九百九十三名
紹介議員 緒方 靖夫君 この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。 第八四九号 平成十五年三月十四日受理 中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願 請願者 兵庫県明石市東藤江一ノ七ノ二七 宇多喜美男外千九百九十三名	紹介議員 富樫 練三君 この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。 第八五四号 平成十五年三月十四日受理 中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願 請願者 京都市北区紫野東藤ノ森町一六 小畑栄次外千九百九十三名
紹介議員 大沢 辰美君 この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。 第八五〇号 平成十五年三月十四日受理 中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願 請願者 北海道旭川市永山四条七ノ三ノ五 三浦文治外千九百九十三名	紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。 第八五五号 平成十五年三月十四日受理 中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願 請願者 静岡県磐田市篠原四三九 鈴木亮 外千九百九十三名
紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。 第八五一号 平成十五年三月十四日受理 中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願 請願者 青森市金沢五ノ三ノ二七 澤田重	紹介議員 畑野 君枝君 この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。 第八五六号 平成十五年三月十四日受理 中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願 請願者 東信吾外千九百九十三名
紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。	紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。
第八五七号 平成十五年三月十四日受理 中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願 請願者 広島市中区江波西二ノ一四ノ四 一〇一 横山光子外千九百九十三名	第八六二号 平成十五年三月十四日受理 中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願 請願者 北九州市八幡西区永犬丸西町三ノ 一二二〇二 高橋繁幸外二千七百九十八名
紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。 第八五八号 平成十五年三月十四日受理 中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願 請願者 岡山県玉野市玉六ノ一二ノ一三 岩崎朱美外千九百九十三名	紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。 第八五六号 平成十五年三月十四日受理 中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願 請願者 神奈川県大和市中央林間三ノ八ノ 三 諏佐勇外百三十三名
紹介議員 筆坂 秀世君 この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。 第八五九号 平成十五年三月十四日受理 中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願 請願者 大阪市西成区千本中二ノ二ノ二 上原正幸外千九百九十三名	紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。 第八六三号 平成十五年三月十四日受理 中小業者の仕事を確保するための緊急対策に関する請願 請願者 神奈川県大和市中央林間三ノ八ノ 三 諏佐勇外百三十三名
紹介議員 宮本 岳志君 この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。 第八六〇号 平成十五年三月十四日受理 中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願 請願者 山口県岩国市南岩国町三ノ三二ノ 一四 白木利典外千九百九十三名	紹介議員 吉岡 吉典君 この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。 第八六二号 平成十五年三月十四日受理 中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願 請願者 熊本県水俣市多々良町二ノ二二一八 勝木光則外千九百九十二名
紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。	紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

こと。

第九二四号 平成十五年三月十七日受理
中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願

請願者

大阪市淀川区西三国一ノ二ノ三二
ノ七〇三 古川勉外千六百六十九

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

請願者

平成十五年三月十七日受理
中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願

請願者

静岡県富士市松岡二四ノ一四
永久史外千六百七十二名

紹介議員

大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

請願者

平成十五年三月十七日受理
中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願

請願者

西山登紀子君
今村敏夫外千六百六十九名

紹介議員

大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

請願者

平成十五年三月十七日受理
中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願

請願者

西山登紀子君
今村敏夫外千六百六十九名

紹介議員

大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

請願者

平成十五年三月十七日受理
中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願

請願者

平成十五年三月十八日受理
中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願

請願者

東京都品川区東大井五ノ四ノ一九

紹介議員 能藤良一外六百四十三名
請願者 大渕 紗子君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

紹介議員 埼玉県戸田市美女木一、〇七八八ノ九
溝口康子外三千四百八十四名
請願者 埼玉県戸田市美女木一、〇七八八ノ九
溝口康子外三千四百八十四名

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

紹介議員 大門清外六百六十七名
請願者 東京都町田市金森一八四ノ一〇

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

紹介議員 大門実紀史君
請願者 埼玉県戸田市美女木一、〇七八八ノ九
溝口康子外三千四百八十四名

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

紹介議員 大門清外六百六十七名
請願者 東京都町田市金森一八四ノ一〇

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

紹介議員 大門実紀史君
請願者 埼玉県戸田市美女木一、〇七八八ノ九
溝口康子外三千四百八十四名

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

紹介議員 大門清外六百六十七名
請願者 埼玉県戸田市美女木一、〇七八八ノ九
溝口康子外三千四百八十四名

請願者 東京都三鷹市上連雀八ノ二三ノ一
蟻坂静夫外四十七名
紹介議員 大渕 紗子君
請願者 東京都町田市金森一八四ノ一〇
大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

請願者 東京都町田市金森一八四ノ一〇
大門実紀史君
紹介議員 大渕 紗子君
請願者 東京都三鷹市下連雀三ノ九ノ一三
菊水健一外二百八名
紹介議員 大渕 紗子君
請願者 東京都三鷹市下連雀三ノ九ノ一三
菊水健一外二百八名
紹介議員 大門清外六百六十七名
請願者 東京都町田市金森一八四ノ一〇
大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

請願者 東京都三鷹市上連雀八ノ二三ノ一
蟻坂静夫外四十七名
紹介議員 大渕 紗子君
請願者 東京都町田市金森一八四ノ一〇
大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

平成十五年四月九日印刷

平成十五年四月十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F